

大阪狭山市公共施設再配置方針



令和5年（2023年）3月
大 阪 狭 山 市

目 次

第1章 はじめに

1 背景	1
2 目的	1
3 位置づけ	2
4 対象期間	2
5 対象施設	3
6 人口及び更新費用等の今後の見通しについて	5

第2章 公共施設の再配置の基本的な考え方

1 公共施設の再配置を検討する上での視点	7
2 各施設の再配置の方向性の検討について	12
3 公共施設の再配置に係る主な手法について	14

第3章 公共施設の保全の基本的な考え方

1 公共施設の保全を検討する上での視点	17
2 各施設の保全優先度について	22

第4章 施設類型ごとの再配置の基本方針

1 市民文化系施設	25
2 社会教育系施設	27
3 スポーツ・レクリエーション系施設	31
4 学校教育系施設	35
5 子育て支援系施設	39
6 保健・福祉施設	43
7 行政系施設	47
8 その他施設	50
9 下水道施設	51
10 短期の再配置の方針まとめ	52
11 再配置モデルプラン（例）	55

第5章 今後の取組みについて

1 取組体制	56
2 日常点検等の継続的な実施と情報の一元化	57
3 個別施設計画の策定	57
4 フォローアップ	57

第1章 はじめに

1 背景

本市では、市民の日々の暮らしを支え、様々な行政サービスを提供する場として、これまでに多くの公共施設を整備してきましたが、その多くは老朽化により更新時期を迎える状況となっています。一方で、人口減少・少子高齢化といった人口構成の変化や公共施設に対する市民ニーズの変化など公共施設を取り巻く状況も大きく変化していることから、今後の公共施設のあり方について検討することが喫緊の課題となっています。このような課題に対応するため、本市では、「大阪狭山市公共施設等総合管理計画」（平成28年（2016年）3月に策定し、令和4年（2022年）3月に改定。以下、「管理計画」という）を策定し、公共施設マネジメントの取組みを進めているところです。

管理計画では、公共施設マネジメントの理念として以下の3点を挙げています。

- ・人口構成やニーズの変化に対応した機能の提供
- ・効率的・効果的な行政サービスの実現
- ・予防保全による長寿命化と総量の縮減による更新費用等の抑制

また、将来必要となる更新コスト等を試算し、平成28年度（2016年度）から40年先（令和37年度（2055年度））を見据えた公共施設に対する数値目標を以下のとおり掲げています。

数値目標 公共施設総延床面積の約10%縮減

今後は、これらの理念や数値目標の実現に向けて、施設ごとにあり方を整理し、具体的な取組みを推進します。

なお、本市における公共施設マネジメントの取組みは、公共施設の適正管理という観点から持続可能な社会を実現していくためのものであり、SDGs※で定める国際目標の実現に向けて重要な役割を担うものです。

※SDGs（持続可能な開発目標）：平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標。地球上の誰一人として取り残さない、持続可能な世界を実現するための「17のゴール・169のターゲット」を定めたユニバーサル（普遍的）な取組として日本でも積極的に推進されています。



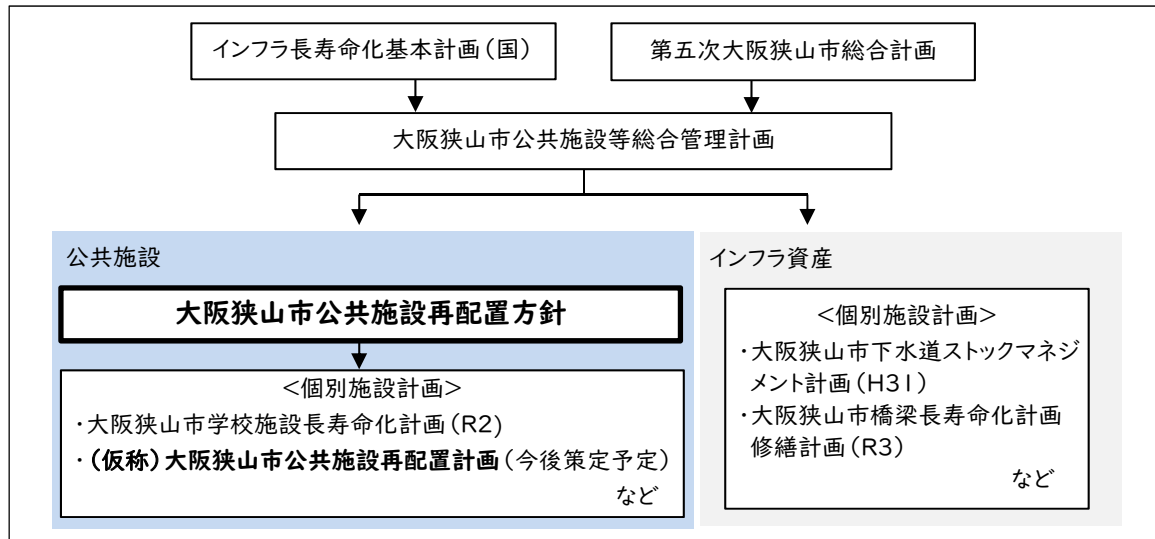
持続可能な開発目標（SDGs）

2 目的

「大阪狭山市公共施設再配置方針（以下、本方針という）」は、管理計画で掲げる理念や数値目標など、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針等を踏まえ、施設や機能（公共サービス）の提供が持続可能となるよう、中長期的な視点から公共施設の再配置を推進するための基本的な考え方を示すことを目的として策定するものです。

3 位置づけ

本方針は、管理計画を上位計画とし、今後策定予定である各公共施設（インフラ施設を除く）の再配置計画（個別施設計画）の指針とします。なお、既に策定されている個別施設計画（長寿命化計画）については、本方針にあわせて、適宜、見直し等を実施します。



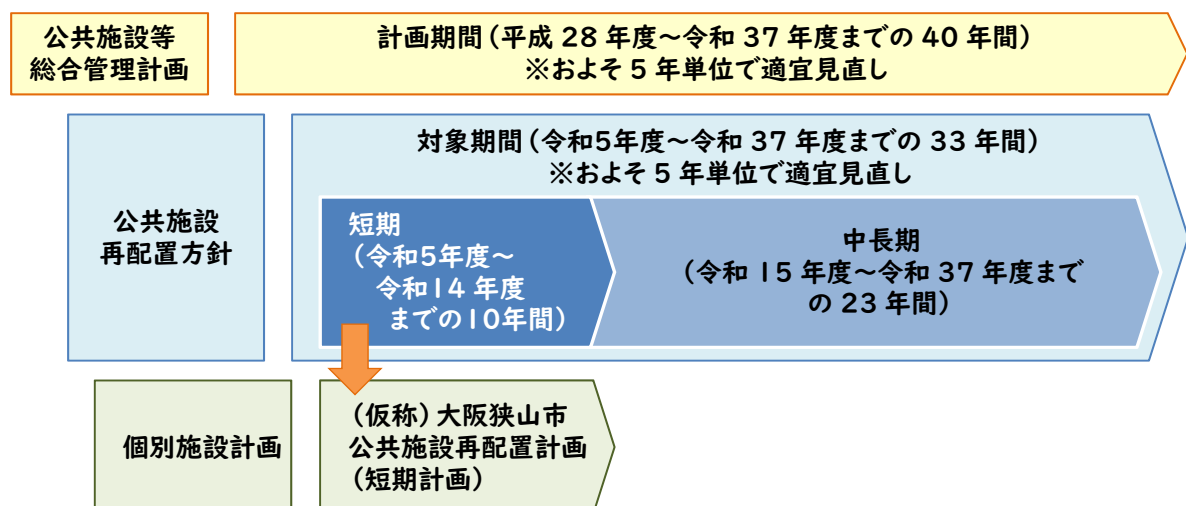
4 対象期間

上位計画である管理計画は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までの 40 年間を計画期間とし、およそ 5 年単位で適宜見直しを行うこととしています。

本方針では、令和 5 年度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 10 年間を対象とする「短期」と、令和 15 年度（2033 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までを対象とする「中長期」に分けて再配置の取組みの方向性を整理します。

短期における具体的な対策内容や実施時期等については、令和 5 年度（2023 年度）以降に策定を予定している「（仮称）大阪狭山市公共施設再配置計画（短期計画）」において検討します。

なお、本方針は、中長期的な視野に立ち策定するものですが、管理計画と同様に、今後の上位関連計画や社会情勢の変化などに対応して、およそ 5 年単位で適宜見直しを行います。



5 対象施設

本方針で方向性を検討する対象施設は、本市の保有する公共施設等のうち、インフラ資産と小規模施設※（倉庫や車庫等）を除く67施設（延床面積約12.5万㎡）とします（令和5年（2023年）3月末時点）。

小規模施設については、公共サービスや財政面での影響が少ないことから、本方針では方向性を示しませんが、本方針の内容を踏まえ、必要に応じて個別に管理方法等を検討します。

※小規模施設：南青少年運動広場、消防団分団車庫（10カ所）、防災倉庫（1号～5号）、金剛駅西口地域防犯ステーション、副池オアシス公園、東大池公園、くろ池公園、狭山池公園、集会所（16カ所）、金剛駅西口公衆便所、放置自転車等保管所、あまの街道公衆便所等

施設類型別の対象とする公共施設一覧（令和5年（2023年）3月末時点）

大分類	中分類	施設数	施設名			
市民文化系施設	集会施設	1	コミュニティセンター			
	文化施設	1	大阪狭山市文化会館			
社会教育系施設	図書館	1	（図書館）※			
	博物館等	1	（郷土資料館）※			
	集会施設	2	社会教育センター	公民館		
	その他社会教育系施設	1	市史編さん所（旧郷土資料館）			
スポーツ・レク施設	スポーツ施設	11	市民ふれあいの里スポーツ広場	ふれあいスポーツ広場	市民総合グラウンド/山本テニスコート	西プール（西小学校）
			（東プール（東小学校））※	（第七プール（第七小学校））※	（南プール（南中学校））※	総合体育館
			野球場	第三青少年運動広場/大野テニスコート	池尻体育館	
	レク・観光施設	2	市民ふれあいの里花と緑の広場	市民ふれあいの里青少年野外活動広場		
学校教育系施設	学校	10	東小学校	西小学校	南第一小学校	南第二小学校
			北小学校	南第三小学校	第七小学校	狭山中学校
			南中学校	第三中学校		
	その他教育施設	2	学校給食センター	教育支援センター（フリースクールみ・ら・い）		
子育て支援施設	幼稚園・こども園	5	東幼稚園	半田幼稚園	東野幼稚園	こども園（旧南第三幼稚園）
			こども園（旧第2保育所）			
	子育て支援拠点施設・放課後児童施設	10	子育て支援センター（ぼっばえん）	旧くみの木幼稚園	東放課後児童会	（西放課後児童会）※
			（南第一放課後児童会）※	（南第二放課後児童会）※	（南第三放課後児童会）※	北放課後児童会
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1	老人福祉センター			
	その他高齢施設	1	シルバー人材センター			
	障がい福祉施設	2	障害者地域活動支援センター	心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター		
	保健施設	2	保健センター	旧狭山・美原医療保健センター		
行政系施設	庁舎	2	市役所	市役所庁舎南館		
	消防施設	2	消防署	消防署ニュータウン出張所		
	その他行政系施設	3	（ニュータウン連絡所）※	さやか公園防災備蓄倉庫（トイレ併設複合施設）	東大池公園防災備蓄倉庫	
その他施設	集会施設	1	西池尻連絡所			
	その他施設	3	斎場	牛乳パック整理作業所	社会教育グループ倉庫	
下水道施設	下水道施設	3	東野中継ポンプ場	東茱萸木汚水中継ポンプ場	旧狭山中継ポンプ場	

※複合施設のうち主となる施設以外の施設。

対象施設の配置状況

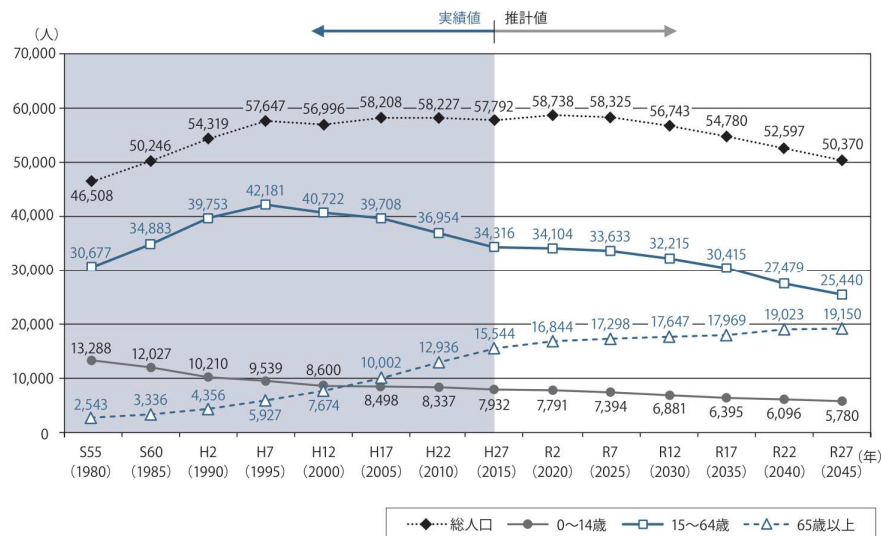


6 人口及び更新費用等の今後の見通しについて(管理計画より抜粋)

(1) 人口の見通し

本市の人口は、今後緩やかに減少に転じ、令和 27 年(2045 年)には 50,370 人になると予想されています。また、人口構成をみると、今後も少子高齢化が一段と進むと予想されています。一方で、町丁目別に平成 27 年(2015 年)と令和 27 年(2045 年)の人口密度を比較すると、鉄道沿線の一部の町丁目では増加傾向も見られます。

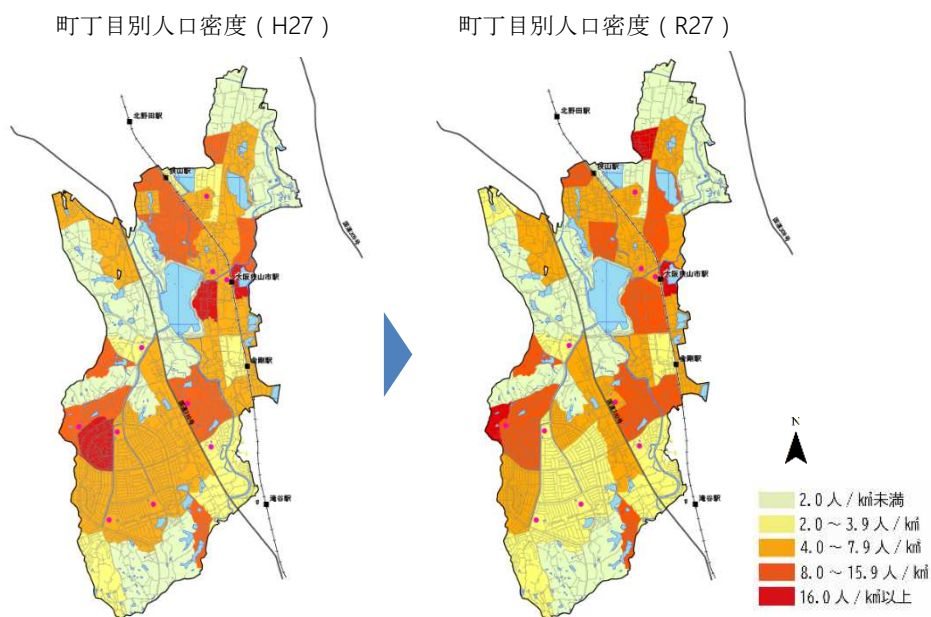
そのため、人口構成の変化や地域による人口動態の違い等により、今後は公共施設に対するニーズも変化していくと考えられます。



※平成 27 年(2015 年)までは国勢調査、令和 2 年(2020 年)以降は、社人研準拠(住基補正)により、市独自に推計した結果。

※なお、令和 3 年(2021 年)11 月に公表された令和 2 年(2020 年)国勢調査結果(確報)によれば、本市の人口は 58,435 人で、過去最多となったものの、平成 27 年国勢調査に基づく推計よりも約 300 人少く推移している。

出典 第五次大阪狭山市総合計画

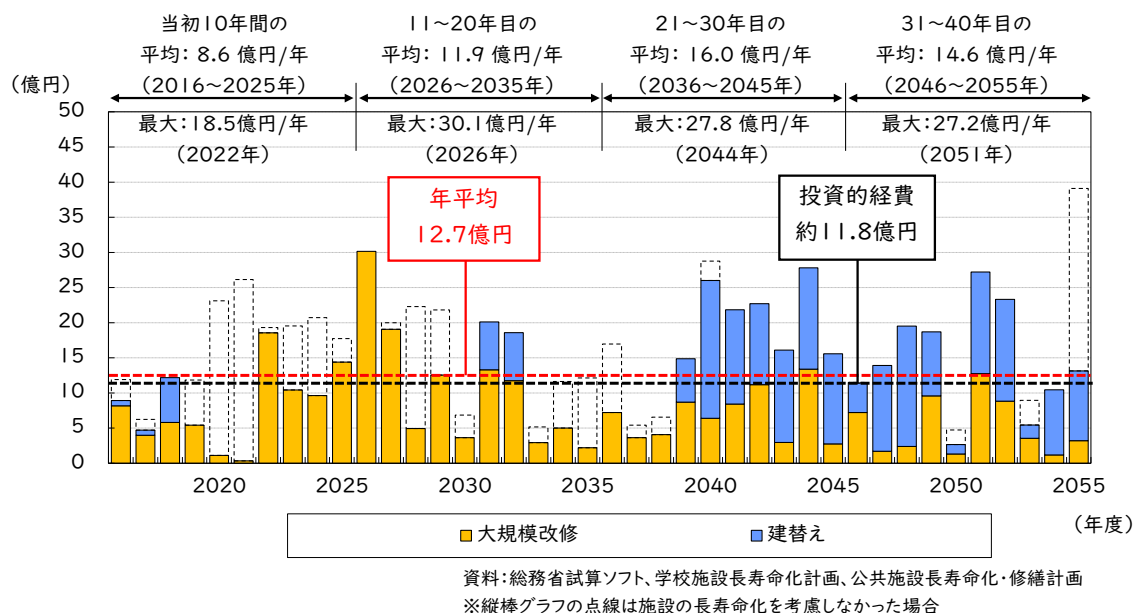


※推計方法:第五次大阪狭山市総合計画における「社人研準拠(住基補正)による推計値」を基本に、同様の手法(コーホート要因法)により町丁目ごとの推計を行った。推計に必要な仮定値については、子ども女性比のみ町丁目ごとに新たに設定した。また、直近で一定規模以上の住宅地開発が行われ、推計時に乖離が見込まれる町丁目については実績値を踏まえて補正している。なお、今後新たな住宅開発等が行われた場合の見込みによる人口動態については補正していない。

※町丁目の面積は、図上計測により、水域を除く面積とした。

(2) 公共施設の更新費用等の見通し

管理計画では、公共施設の長寿命化の取組みを進めた場合の今後 40 年間の修繕・改修・更新費用（以下「更新費用等」という）について、年平均約 12.7 億円と見込んでいます。一方で、過去 10 年間の公共施設への投資的経費は年平均約 11.8 億円にとどまることから、延床面積 10% の削減目標を掲げている状況です。



第2章 公共施設の再配置の基本的な考え方

Ⅰ 公共施設の再配置を検討する上での視点

公共施設の再配置を検討する前提として、利用する市民や働く職員が安心して安全に利用できるよう、建物の安全性を確保することを最も重要な要素として考慮するとともに、今後新たに必要となる行政サービスにも柔軟に対応していきます。

再配置の取組みの推進にあたっては、利用者としての市民だけではなく、負担者としての市民の理解が必要となることから、情報共有について積極的に進めていく必要があります。

○建物の安全性の確保について

管理計画では、継続して行政サービスを提供する施設については、計画的に保全（長寿命化）していく方向性を示していますが、施設によっては、耐震性の問題や構造躯体の劣化により、長寿命化に適さない場合が想定されます。

各施設の方向性や取組みの優先度の検討にあたっては、建物の安全性を今後どのように確保していくかによって対応が大きく変わることから、法定点検等を活用し、建物の状態の的確な把握に努めます。

また、安全面、利用状況及び財政面の観点から、早期の建替えがより効果的と判断できる場合には、整備時期を早めるなど実態に即した検討を行います。

○市民との情報共有について

公共施設の再配置の取組みを進めるにあたっては、市民の理解が不可欠であり、再配置の結果実現される「将来のまちの姿」を共有していくことが重要です。

そのため、公共施設の課題や検討経過等について、ホームページや市広報誌等を活用し、積極的に情報発信を行うとともに、取組みの検討や実現に向けては、市民の意見を広く聴き、意見交換を行うため、アンケートの実施やワークショップの開催など、行政と市民が問題意識を共有し、相互理解に努めて取組みを進めます。

上記を踏まえた上で、管理計画で掲げる理念や数値目標の実現に向けた公共施設の再配置の検討にあたっては、以下の視点に留意し、各施設の再点検等を行う必要があります。

- ・機能（公共サービス）の必要性や規模の適正化
- ・施設と機能（公共サービス）の同調性の検証
- ・利用状況やコスト状況の把握
- ・民間等との連携や広域連携の可能性の検討
- ・今後の市民サービスを見据えた新たな財源確保の取組みの推進

なお、小中学校や幼稚園、こども園及び学校校舎内に配置している放課後児童施設等については、「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針（令和4年度（2022年度）策定）」で示される内容に基づき、検討していきます。

(1) 機能（公共サービス）の必要性や規模の適正化について

公共施設は、それぞれの時代の人口構成や市民ニーズに対応し、必要な機能（公共サービス）を提供するために整備してきたものです。しかしながら、設置から相当の期間が経過する中で、現在及び今後の人口構成や、市民ニーズと乖離した施設が生じている可能性があるため、施設の当初の設置目的と現在行われている事業の内容等について検証し、今後も必要な機能（公共サービス）についてあらためて整理します。

また、現在の利用状況や将来の見込み等から現在の規模が適正かどうかの検証を行うとともに、設置基準（整備水準）等が定められている場合にはそれらとの比較を行うことで、提供する機能（公共サービス）に応じた最適な施設保有量を検討します。

(2) 施設と機能（公共サービス）の同調性の検証について

ICT技術の発展や働き方改革による市民意識の変化等により、機能（公共サービス）についても「その施設でなければ提供できないもの」は徐々に減少し、「スペースがあれば提供できるもの」や「施設まで足を運ばなくても提供できるもの」が増えつつあると考えられます。そのため、現在の施設でなければその機能（公共サービス）を継続的に提供できないのかを検討します。

また、比較的コンパクトな市街地を形成している本市においては、効率的・効果的な機能（公共サービス）の提供を図るための公共施設の再配置に向けた事業目的と施設のあり方について、利用者の視点に立ち、機能（公共サービス）を整理します。

(3) 利用状況やコスト状況の把握について

公共が果たすべき役割の一つとして「社会の補完機能」があり、類似する施設であっても設置の背景等が異なる場合もあり、利用者や施設にかかるコストの多寡のみで機能（公共サービス）の必要性を判断するのは難しい面がありますが、利用が極端に少ない施設や特定の利用者のみが使用している施設、借地料等のコストがかかる施設も見られます。

そのため、施設の実態等を把握し、費用対効果及び運営の効率性等を踏まえた検証を行うとともに、市民利用の公平性の確保や受益者負担の適正化の観点から使用料・利用料の見直し等も含めた検討を行います。

(4) 民間等との連携や広域連携の可能性の検討について

将来にわたって必要な機能（公共サービス）についても、民間との連携により、サービス水準の向上やコストの削減等を図ることができると考えられます。近年では、PPP／PFIや指定管理者制度の活用、包括管理委託の導入など、民間の資金やノウハウを活用する様々な手法が確立していることから、本市においても、公民連携の観点に立ち、長期的な視点で民間との連携の可能性（民間のノウハウを活用した機能（公共サービス）の提供等）を検討します。

また、市外の住民も利用可能な施設については、近隣自治体等との相互利用や将来的な共同保有などを見据え、広域的な連携の可能性について検証し、効率的かつ効果的な機能（公共サービス）の提供に向け検討します。

機能（公共サービス）を提供していくにあたっては、今後も直営での提供が必要か、同様のサービスを地域や民間事業者等が主体となって実施することにより効率的な運営や、質の高い機能（公共サービス）の提供ができないか等を見極めつつ、機能（公共サービス）の最適な提供方法を検討します。

民間との役割分担（連携可能性）のイメージ

役割分担	基本的な考え方
民間主導	・ 行政が機能（公共サービス）を提供するにあたって、類似の民間施設の利用が可能なもの。 ・ 行政が定める水準に則り、民間主導で施設を整備・運営することで、効率的な運営や質の高い機能（公共サービス）を提供することが可能なもの。
公設民営タイプ	・ 機能（公共サービス）は行政が提供する必要があるが、施設の整備や運営に民間活力の導入が可能なもの。 ・ 行政が主導して施設を整備し、民間がノウハウを活かして効率的な運営、質の高い機能（公共サービス）を提供することが可能なもの。
行政主導	・ 行政自ら機能（公共サービス）を提供する責務があるもの。 ・ 行政が主導して施設を整備・運営し、直営で機能（公共サービス）を提供することが望ましいと考えられるもの。

(5) 今後の市民サービスを見据えた新たな財源確保の取組みの推進について

持続可能な自治体経営に向けた公共施設の再配置の取組みを進めるにあたっては、財政負担の軽減や平準化の視点も重要です。現在の市民サービスに対するニーズの変化への対応はもちろん、将来の新たなニーズに的確かつ柔軟に対応していくためにも、公共施設の維持管理や更新に必要な財源の確保に向けた取組みが求められます。

そのため、具体的な事業の実施にあたっては、民間の資金やノウハウ、国の補助制度なども積極的に活用します。また、現に未利用の土地、再配置の取組みにより不要となった施設や土地については、他の公共施設としての活用の可能性を検討したうえで、民間への売却の検討を行うとともに、サービス向上に資する場合には、施設内の余裕スペース等も含めて、積極的に貸付を行います。その他、広告やネーミングライツなど多様な手法も検討します。

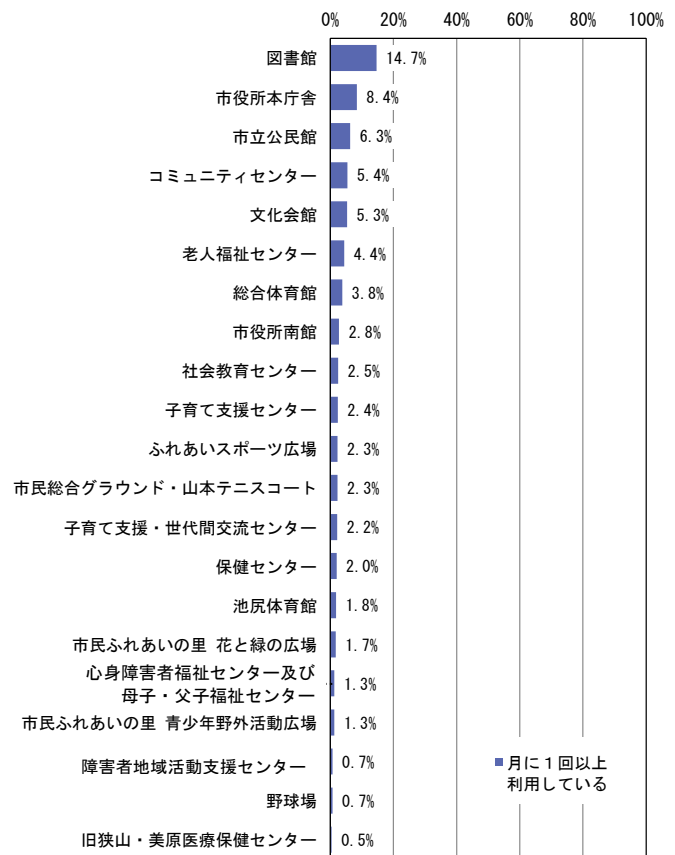
売却や貸付等で得られた収入については、将来の更新費用等として活用していくため、新たに基金として積み立てるといった財政上の仕組みの構築に向け検討します。

市民アンケート調査※からみる主な市民意向

※令和4年(2022年)6月、16歳以上の市民3,000人を対象に郵送で実施。有効回収率は37%

<利用状況>

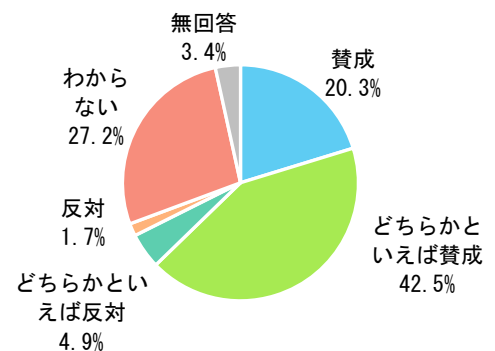
「月に1回以上利用している」との回答は、図書館を除いて1割以下となっており、公共施設を継続的に利用している市民は限られていることがわかります。



【公共施設の利用状況】

<本市の取組み>

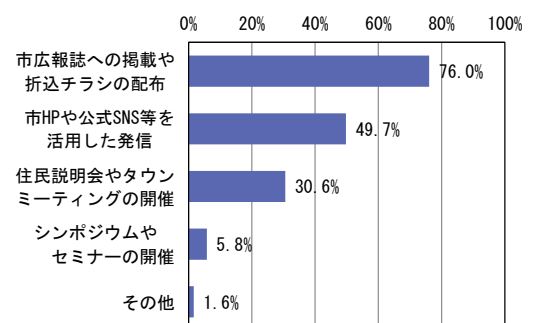
管理計画に基づく本市の公共施設マネジメントの取組みについては、約6割の方が「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答されていますが、約3割の方が「わからない」と回答されており、今後は市の取組みについて積極的に情報発信していくことが望まれます。



【管理計画の取組み】

<情報共有のあり方>

情報発信の手法としては、「市広報誌等」を希望される方が最も多く、若い年代では「市のホームページや公式 SNS 等」、高齢者では「説明会の開催」なども高い傾向が見られます。



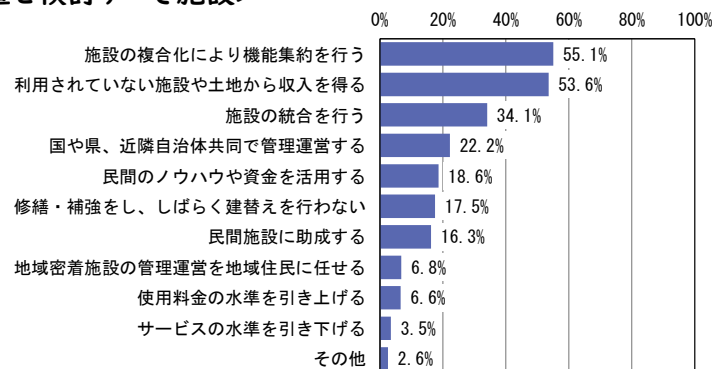
【情報共有のあり方】

市民アンケート調査からみる主な市民意向（続き）

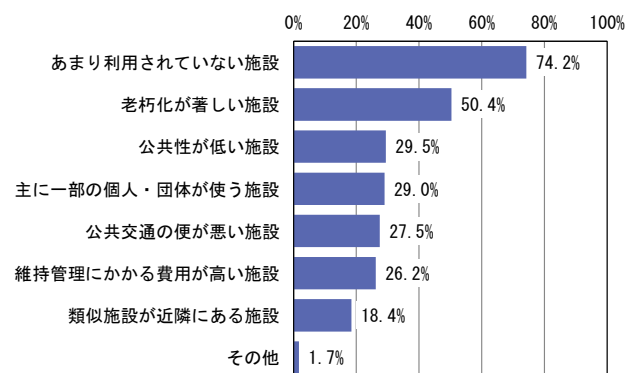
<積極的に実施すべき手法と再配置を検討すべき施設>

今後、施設を適切に維持管理していくため、「施設の複合化による機能集約」や「利用されていない施設や土地の売却・賃貸」などについて積極的に取り組むべきという回答が多くなっています。

また、公共施設の再配置の検討にあたっては、「あまり利用されていない施設」や「老朽化が著しい施設」から取り組むべきとの回答が多くなっています。



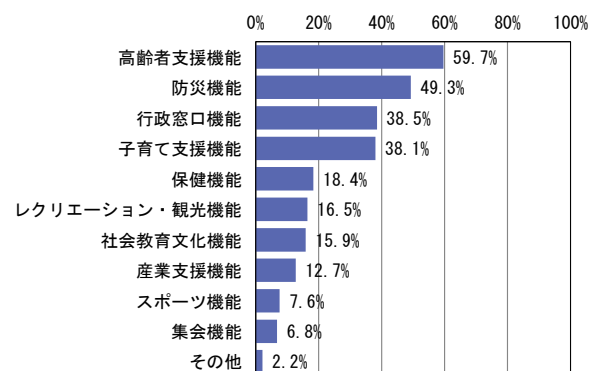
【維持管理に向けた取り組み】



【再配置を検討するべき施設】

<今後充実してほしい機能>

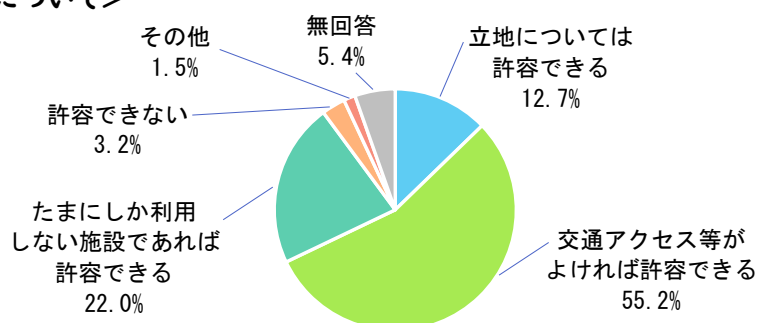
今後充実してほしい機能としては、「高齢者支援機能」「防災機能」「行政窓口機能」「子育て支援機能」などの回答が多くなっています。



【今後充実してほしい機能】

<再配置による立地の許容範囲について>

将来的に再配置を実施することで、公共施設までの距離が遠くなる場合についても、9割以上の方が条件によっては許容できると回答されています。



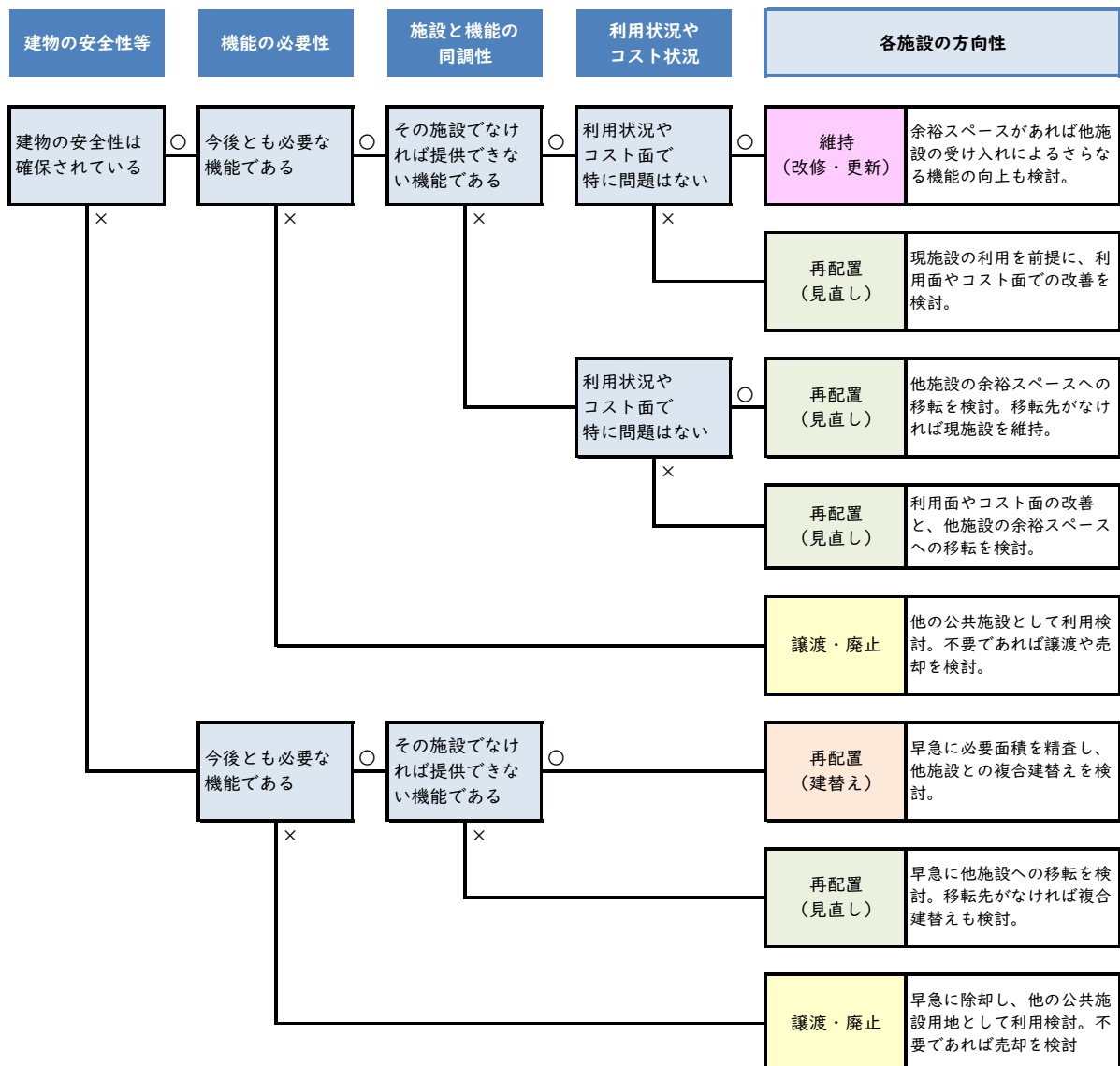
【再配置による立地条件】

2 各施設の再配置の方向性の検討について

(1) 検討の流れ

各施設の方向性については、再配置の視点として整理した項目を参考にしながら、検討を進めます。主な検討の流れは以下のとおりです。

再配置の方向性検討の主な評価フロー



(2) 各施設の方向性について

検討の流れに沿って、各施設の評価を行い、本方針では大きく「維持（改修・更新）」「再配置（見直し）」「再配置（建替え）」「譲渡・廃止」の4区分に整理します。

なお、本方針よりも以前から個別に施設のあり方について検討され、方向性等が示されている施設などについては、当面は「検討」に区分することとし、公共施設全体で見た場合に適切かどうか継続的に検証します。

本方針では大きな方向性のみを示していますが、例えば維持する場合においても、各施設の現状等により、様々な手法が考えられることから、各施設のあり方については今後個別に検討します。

各施設の再配置の方向性（再配置方針）の区分

	再配置方針	
	機能（公共サービス）の考え方	施設（建物）の考え方
維持 （改修・更新）	- 必要な機能であり、利用状況等にも特に問題ないため、現在の機能を継続します。 - 今後も機能（公共サービス）の向上や運営の効率化に向けて継続的に取り組みます。	- 安全性等に問題はないため、現在の建物を継続して使用します。 - 保全計画を立て、適切な時期が来れば長寿命化のために必要な改修や修繕等を行います。 - 面積に余裕があれば、他施設の受入れによる複合化も検討します。 - 目標使用年数まで使用できるよう適正な維持管理に努めます。
再配置 （見直し）	必要な機能であるが、機能の提供方法、利用状況やコスト面で課題があるため、利用向上や効率化に向けて積極的に見直しを行います。	- 安全性等に問題がない場合は、現在の建物を継続して使用するか、他の施設の余裕スペース等へ移転するか検討します。 - 現在の建物を使用する場合には、保全計画を立て、適切な時期が来れば長寿命化のために必要な改修や修繕等を行い、面積に余裕があれば、他施設の受入れによる複合化も検討します。移転する場合には、現在の建物は他の用途への転用等を検討します。 - 安全性等に課題がある場合は、他の施設の余裕スペース等への移転を検討し、現在の建物を解体します。移転先がなければ、建替えを含めて検討します。
再配置 （建替え）	- 必要な機能であり、現在の機能を継続します。 - 今後も利用状況のさらなる向上や運営効率化に向けて継続的に取り組みます。	- 安全性等に課題があるため、現在の建物を解体し、新設することを検討します。 - 原則として他の施設との複合化による建替えを検討し、単独建替えの場合でも、現状の面積に捉われず、適正規模での建替えとします。
譲渡・廃止	現状では機能の必要性が低い場合、機能については廃止の方向で検討します。	- 安全性等に問題がない場合は、他用途での活用を検討し、公共施設としての需要がなければ民間や地域への譲渡等も検討します。 - 安全性等に課題がある場合は、早期に除却して跡地活用を検討します。公共施設用地としての需要がなければ民間や地域への譲渡等も検討します。 - 実際の廃止までの間、使用し続ける場合、緊急的な措置を除き、修繕等は実施しないものとします。
検討	個別に検討がされている場合は、あらためて公共施設全体で見た場合に適切かどうかを継続的に検証していくこととします。	

3 公共施設の再配置に係る主な手法について

公共施設の再配置に係る主な手法として、以下のようなものが考えられます。各施設の状況に合わせて、効果的な手法を検討していく必要があります。

公共施設の再配置に係る主な手法一覧（例）

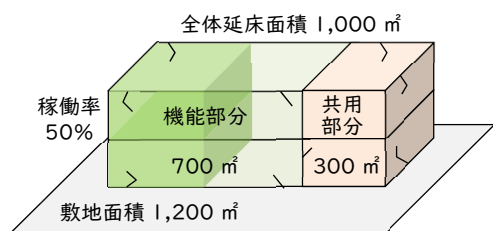
対象施設	手法	内容	再配置のイメージ
市が直営で施設を保有する必要がある場合	複合化 (多機能化)	・設置目的が異なる施設を同一の建物内で複合利用する。 ・建替時だけでなく改修での実施も想定する。	
	転用	・設置目的とは異なる機能をもつ施設に変更する。	
	統合	・設置目的が同じで同一機能をもつ複数の施設を、利用状況や近接性等を考慮して一つにする。	
	広域化	・近隣自治体等と連携し、市民以外も利用可能な施設として相互利用・共同保有する。 ・近隣自治体等の施設を利用する場合も想定する。	
機能は必要でも市が直営で保有する必要のない場合	譲渡 (民間移管) (売却)	・施設を民間事業者等に譲渡する、または施設を廃止し、民間の類似施設を利用してもらう。	
	ソフト化 (代替サービス)	・情報通信技術を活用するなど、施設を用いないサービス提供方法へ変更する。	

一般的に建物の延床面積のうち、廊下や階段、エレベーターやトイレなどの共用部分が3割から4割ほど占めているといわれます。施設の複合化を検討する場合には、機能（公共サービス）を提供するスペースを維持したまま、重複する共用部分を整理するだけで全体の削減効果が得られる可能性があります。

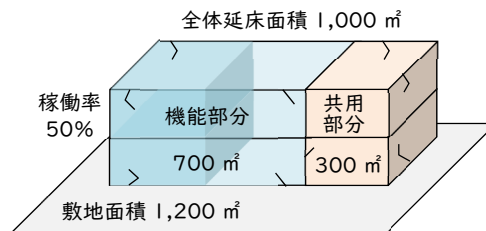
そのため、下表のような条件の施設 A・施設 B について、それぞれで建替えを行う場合と、複合化して建替える場合の概算費用を比較します。なお、いずれも、条件をかなり単純化した比較のため、実際の再配置の検討にあたっては、必ずしも同様の効果が得られるとは限りません。

敷地面積	1,200 m ²	建設単価	40 万円/m ²
延床面積	1,000 m ²		※公共施設更新費用試算ソフト(総務省)における 市民文化系施設や社会教育系施設の標準単価
うち、機能部分	700 m ²	土地価格	10万円/m ² ※公示地価等を参考に設定
うち、共用部分	300 m ²		
稼働率	50%		

施設 A



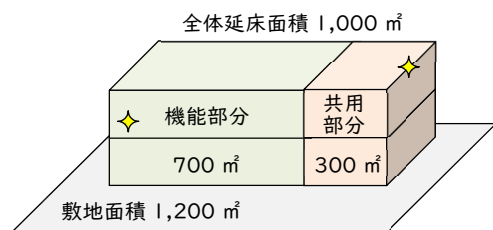
施設 B



【ア）それぞれに同面積で建替えた場合の概算費用】

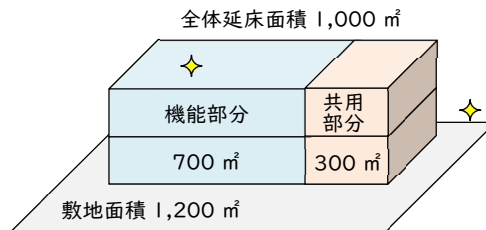
それぞれに現状と同じ面積のままで建替えを行う場合には、それぞれに4億円、計8億円の費用がかかると試算されます。

施設 A の建替え



建設費：1,000 m² × 40 万円/m² = 4 億円

施設 B の建替え



建設費：1,000 m² × 40 万円/m² = 4 億円

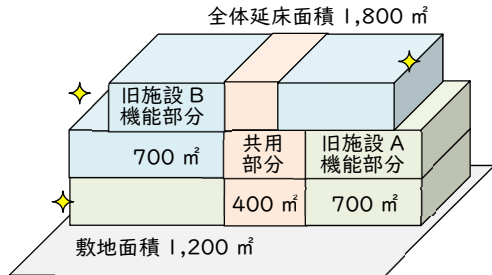
計 8 億円

延床面積 2,000 m² (削減なし)

【イ）複合化して建替える場合の概算費用】

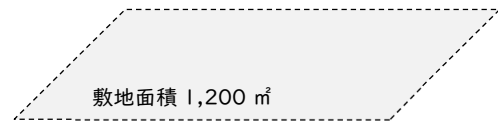
施設 A の敷地に複合施設 C を建設する場合、建設費は 7.2 億円となりますが、施設 B の土地の売却により 1.2 億円が得られるため、全体では 6 億円の支出になると試算されます。

施設 C (施設 A・B の複合建替え)



建設費：1,800 m² × 40 万円 / m² = 7.2 億円

施設 B の跡地売却



土地売却費：1,200 m² × 10 万円 / m² = 1.2 億円

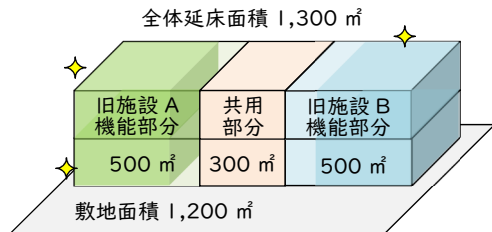
計 6 億円 (アに比べて 25% 削減)

延床面積 1,800 m² (アに比べて 10% 削減)

【ウ）稼働率を考慮したうえで、複合化して建替える場合の概算費用】

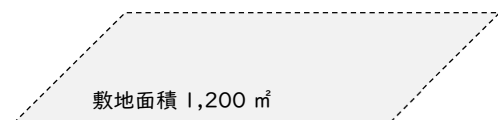
施設 A の敷地に、従前の稼働率を考慮して、従前の施設の面積を一定程度削減した上で、複合施設 C を建設する場合、建設費は 5.2 億円となりますが、施設 B の土地の売却額が 1.2 億円となることから、全体では 4 億円の支出になると試算されます。

施設 C (施設 A・B の複合建替え)



建設費：1,300 m² × 40 万円 / m² = 5.2 億円

施設 B の跡地売却



土地売却費：1,200 m² × 10 万円 / m² = 1.2 億円

計 4 億円 (アに比べて 50% 削減)

延床面積 1,300 m² (アに比べて 35% 削減)

第3章 公共施設の保全の基本的な考え方

Ⅰ 公共施設の保全を検討する上での視点

本方針では、短期対象期間及び中長期対象期間における各施設の再配置の方向性を整理しますが、実際の事業化までには時間がかかる場合があるため、継続する施設だけではなく、見直しや建替え、廃止を検討する施設であっても、事業の実施までの間、利用する市民や働く職員等の安全を確保するため、建物を安全に維持管理していく必要があります。

また、取組みの優先度を検討するにあたって、再配置の方向性の検討と同様に、建物の安全性を最重要事項として進めていくことが求められます。そのため、保全についての基本的な考え方を整理するとともに、取組みの優先度の考え方について整理します。

(Ⅰ) 事後保全から予防保全への転換

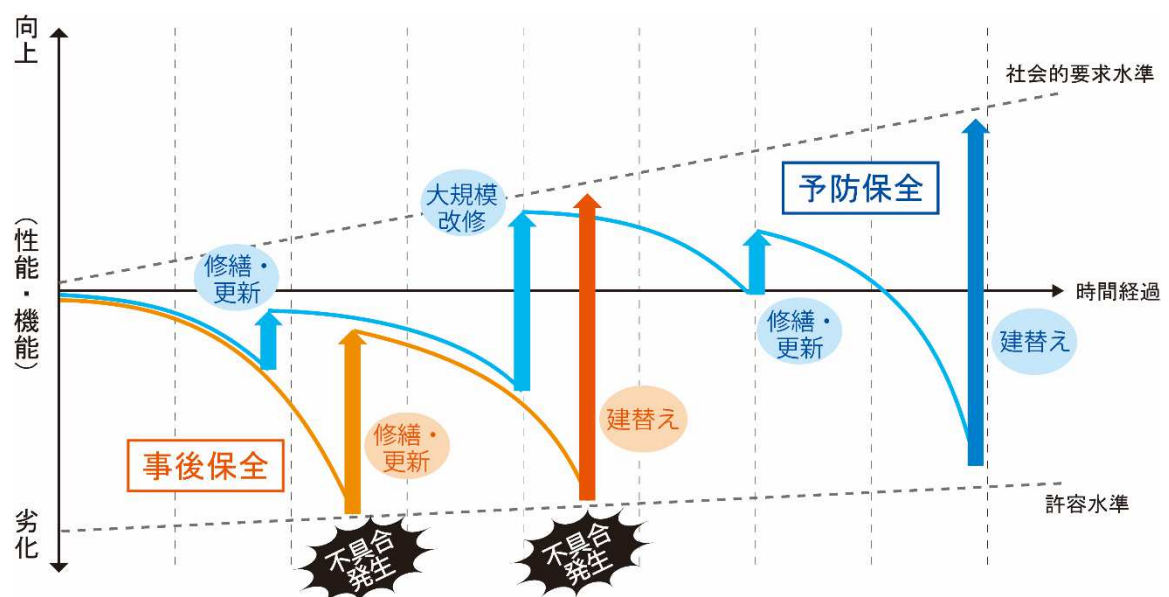
建物の維持管理の手法として、「事後保全」と「予防保全」が挙げられます。

「事後保全」は、施設の性能について不具合が生じてから修繕を行う管理手法であり、程度によっては、長期間、施設が利用できなくなる恐れがあります。

これに対して「予防保全」は、劣化等による突発的な事故を減少させるべく、損傷が軽微な段階で予防的な修繕等を実施することにより、性能の保持・回復を図る管理手法のことをいいます。定期的な点検により、建物の状態を把握し、より長く使用することができれば、改修費用の抑制ができます。さらに、廃棄物の減少による環境負荷の低減等の効果も期待できます。

今後、維持する施設については予防保全による対策に重点を置き、施設の長寿命化に取り組めます。

予防保全による保全のイメージ



(2) 目標使用年数の設定

公共施設を今後も計画的に保全していくためには、標準とする使用年数と長寿命化等により目標とする使用年数を設定し、建替え時期を見据えた取組みが必要です。「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会編著）」によると、普通の品質の鉄筋コンクリート造及び重量鉄骨造の建築物の目標耐用年数は、『代表値 60 年・上限値 80 年』とされています。

本市の公共施設における使用年数は、構造躯体の健全性等に問題がなく、長期使用が想定される施設については、長寿命化を行うことを前提として 80 年を目標とします。また、構造躯体の健全性等から長寿命化に適さない施設や、そもそも長期の使用を想定しない施設については 60 年を標準的な目安とします（軽量鉄骨造については目標 50 年、標準 40 年とします）。

なお、財政負担の平準化等の観点から、効果的な投資が可能と判断できる場合は、目標耐用年数に関わらず対策の実施時期を前倒しするなど実態に即した施設の整備を検討します。

建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

用途	構造	鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
		高品質の場合	普通の品質の場合	重量鉄骨造		軽量鉄骨		
				高品質の場合	普通の品質の場合			
学校、庁舎		Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 40以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 60以上
住宅、事務所、病院		Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 40以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 40以上

出典：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会編著）

級に応じた目標耐用年数の区分

級	目標耐用年数	代表値	範囲
	Y ₀ 100	100 年	80～120 年
	Y ₀ 60	60 年	50～80 年
	Y ₀ 40	40 年	30～50 年

出典：「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会編著）

(3) 改修時期の設定

予防保全の実現のためには、屋根や外壁、昇降機、空調設備など主要な部位ごとに、あらかじめ目安となる更新周期を設定したうえで、日々の状態を監視していく必要があります。

更新周期については、各部位の中でも仕上げの仕様や機器の種類によって異なるため、下表には代表的な年数を示しています。

今後、現場の劣化状況や各部材の性能に応じながら改修時期の検討を行います。

主な対象部位における更新周期の例

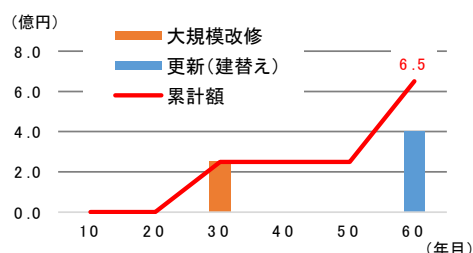
区分	部位	更新周期	区分	部位	更新周期
建築	屋根	22年・30年	機械	空調	15年・20年
	外壁	10年・22年		換気	20年・25年
	外部建具	30年・40年		給排水	15年・30年
	内装	30年		給湯	20年
電気	受変電	20年・30年	機械	消火	20年・30年
	発電・静止型電源	25年・30年		昇降機	20年・30年
	中央監視	10年			
	通信・情報（防災）	20年			

※「平成31年版建築物のライフサイクルコスト」（一般財団法人 建築保全センター）、「建築物のライフサイクルマネジメント用データ集」（公益財団法人ロングライフビル推進協会）等を参考に整理。

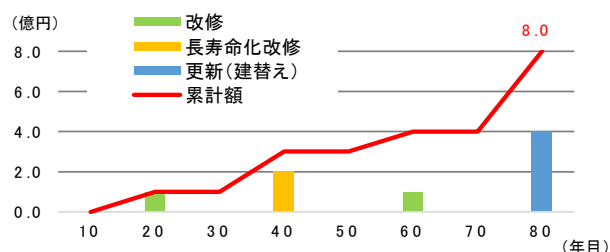
総務省が公開する公共施設更新費用試算ソフトでは、30年目に大規模改修、60年目に建替を想定していますが、80年の使用を想定する場合には、20年目、40年目、60年目など、改修の頻度を上げて計画的に保全することが重要と考えられます。

仮に延床面積1,000㎡の社会教育系施設を想定して試算すると、60年で建替えた場合は年平均で1,083万円が必要と見込まれるのに比べて、80年まで使用して建替える場合には、年平均で1,000万円となり、約8%の削減効果が見込まれます。

【60年で更新（建替え）する場合】



【80年で更新（建替え）する場合】



※社会教育系施設を想定した場合の条件
（公共施設更新費用試算ソフト等を参考に設定）
更新（建替え）：40万円/㎡
改修：10万円/㎡（更新の25%）
長寿命化改修：20万円（更新の50%）
大規模改修：25万円（更新の60%）

(4) 長寿命化する施設の対象について

建物の保全にあたっては、原則長寿命化を検討していきますが、構造躯体の状態や規模、用途や立地等によっては、長寿命化の実施が適切でない、もしくは困難な施設も存在すると考えられます。長寿命化を判断する場合の目安となる基準は以下のとおりです。

長寿命化する施設の主な基準

項目	考え方		
構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 (その他の構造については個別の判断とする)		
規模	おおむね延床面積が 200 ㎡以上の規模のもの (ただし、小規模であっても、建物の状況把握や維持管理が容易で、 長寿命化による効果が期待できるものは対象に含む)		
用途	倉庫、車庫、小屋などの付属建物は除く		
耐震性	耐震性を有するもの (ただし、現状で耐震性を有していない場合であっても、耐震改修等 により適法化が可能なものは、耐震改修等を前提に対象に含む)		
躯体の状況	以下の基準を満たし、概ね健全な状態に保たれているもの		
	構造	調査事項	構造躯体の基準
	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	圧縮強度	13.5 N/m ㎡より 大きい
		中性化深さ	20mm未満
	鉄骨造	軸組筋かいや 屋根面筋かい	たわみがない
構造部材の 腐食（発錆）		断面欠損（減厚） を伴う腐食が発生 していない	
※なお、基準を満たさない場合は、単に長寿命化に適さないだけでなく、安全面から取組み の優先度を高く設定していく必要がある。			
立地	災害発生のおそれがある地域等に含まれておらず安全と判断できるもの		

(5) 施設整備の水準等の考え方

建物は、年数の経過とともに老朽化し、部材の剥離・落下、また構造躯体としての強度低下など、安全面への対応が求められます。また、建設時には一般的な水準であったとしても、現状で求められる性能を十分に満たすことが難しくなっている場合があります。

建物の維持管理については、最小の経費でより効果の高い保全が行えるよう、ライフサイクルコスト(LCC)を勘案した上で、「安全面」「機能面」「環境面」「経済面」を考慮した取組みを進める必要があり、その基本的な考え方や整備内容(例)について以下に示します。

各施設の具体的な整備の内容や範囲については、建物の用途や仕様、直近の劣化状況等を踏まえて検討します。

公共施設に必要な性能の基本的な考え方

安全面	○コンクリートの劣化による構造躯体としての強度の低下や鉄筋の腐食、経年劣化による外壁や底等の剥離や落下、ガス・水道・電気の設備配管等の劣化などの危険が生じないよう、安全性を確保します。
機能面	○バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、老朽化したトイレ改修による衛生面の改善など、だれもが快適に過ごせる環境づくりに配慮します。 ○避難所等に指定されている場合は、災害時に必要なバリアフリー性能についても確保されるよう配慮します。 ○ニーズの多様化を見据え、ICT技術などに適応した整備に配慮します。
環境面	○脱炭素化(2050年のカーボンニュートラルの実現)に向け、壁や窓等の断熱化による冷暖房の効率化や、照明機器等の省エネルギー化による使用電力量の抑制、二酸化炭素排出量の削減、建築物におけるZEBの実現など、エコ改修の推進により環境面に配慮します。
経済面	○目標とする使用年数に応じて工法や部材等を考慮します。 ○建設時や改修時だけでなく、維持管理にかかる費用を含めたトータルコストの低減につながるよう配慮します。

想定する整備内容の例

修繕	屋根	屋上防水工事の実施、高耐久・高反射塗料等の使用 等	防災・防犯	非常用発電機の設置、耐震化(非構造部材含む)、防犯カメラの設置、災害用トイレの設置 等
	外壁	コンクリートひび割れ・中性化対策、塗装の塗替え、タイル貼替え 等		
	外部建具	ガラスの飛散防止、サッシ交換(新設、カバー工法) 等	ユニバーサルデザイン化	エレベーターやスロープの設置、多目的トイレの設置、点字ブロックの設置、デジタルサイネージの導入 等
	内装	全面更新、部分修繕(床補修や壁・天井の塗替えなど) 等		
	電気設備	照明のLED化 等	快適性の向上	木質化、ICT機器の整備、トイレ改修(洋式化、乾式化) 等
	機械設備	空調設備の更新、配管・ダクトの更新 等	省エネ・再エネの推進	高断熱・高気密化、高効率機器の導入、複層・Low-Eガラスの導入、太陽光パネルの導入 等
	昇降機	エレベーター等の更新 等		

2 各施設の保全優先度について

(1) 保全優先度について

本市の公共施設の多くが昭和40年代、50年代に建てられているため、今後、施設の再配置の検討を進めた場合、複数の施設で予定される事業が同時期に重なる可能性があります。その際、事業に要する費用が当該年度の予算額を超過する場合や職員の体制面から複数の工事を同時に実施していくことが難しい場合などが想定されるため、どの施設から再配置や保全に取り組むべきかについて、優先度を検討する際の基本的な考え方を、整理します。

そこで本市では、「施設重要度」と「総合劣化度」から「保全優先度（Ⅰ～Ⅳ）」を設定することとし、再配置や保全の取組みについては、原則保全優先度のランクの高い施設から実施します。また、同一の保全優先度の施設間では、総合劣化度の高い（建物の状態が悪い）施設から順次実施します。

なお、国の動向等から、保全優先度によらず政策的に取組みを進める必要があると考えられる場合には、その都度妥当性について検討します。

保全優先度の設定

		総合劣化度		
		100点以上（状態：悪）	80点以上（状態：並）	80点未満（状態：良）
施設重要度	A	Ⅰ（最優先）	Ⅱ	Ⅲ
	B	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
	C	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ

施設重要度と総合劣化度の考え方については以下のとおりです。

①施設の重要度

公共施設はいずれも設置目的をもつ必要な施設ではありますが、大規模災害などの緊急時において危機管理上重要な施設（避難所、防災拠点等）については最も重要度が高いと考えられ、下水道施設なども不可欠な施設と考えられます。次に重要度が高い施設は、市民生活に影響が大きい施設（教育施設、福祉施設等）とし、以下のとおり設定します。

施設の重要度の区分

A	危機管理上重要な施設 （避難所、防災拠点など）	文化施設、庁舎、消防施設、学校、幼稚園（東野幼稚園）、保健施設、高齢福祉施設、スポーツ施設（総合体育館、池尻体育館、ふれあいスポーツ広場）、集会施設（コミュニティセンター）、その他行政系施設（さやか公園防災備蓄倉庫、東大池公園防災備蓄倉庫）、下水道施設
B	市民生活に影響が大きい施設など	市役所庁舎南館、その他施設（斎場）、その他教育施設（学校給食センター、教育支援センター）、幼稚園（上記以外）・こども園、放課後児童施設、障がい福祉施設、その他行政系施設（上記以外）
C	その他の施設	図書館、集会施設（社会教育センター、公民館）、その他社会教育系施設、スポーツ施設（上記以外）、レク・観光施設、子育て支援拠点施設、集会施設（西池尻連絡所）、その他施設（作業所等）

②総合劣化度

利用する市民や働く職員の安全を確保する観点から、施設の状態を判断する「総合劣化度」を指標とします。

総合劣化度は、法定点検結果等をもとに、職員が現地で実施する建物の各部位の劣化度の評価を基本としますが、現地では確認が困難な部位等もあることから経年による劣化も考慮し、以下の方法で算出します。

$$\text{総合劣化度} = \text{現況劣化度} \times 2 + \text{経年劣化度}$$

※現況劣化度を経年劣化度よりも重視する視点から「×2」としています

ア) 現況劣化度：劣化の状況別の評価点に、部位の重要度別の評価係数を乗じ、それらの総和について、全てD評価の場合の点数に対する割合として算出します。

<劣化の状況別の評価点>

A	ほぼ健全	特に修繕上問題となる事項なし（概ね良好）	10点
B	軽微な劣化	部分的に劣化が見られる（要経過観察）	40点
C	修繕最適時	広範囲に劣化が進み、数年内で修繕が望まれる	70点
D	早急な対処要	安全面や快適性の維持のため、早期の修繕が必要（安全上・機能上問題があり、特に人身に危険を及ぼす可能性のある箇所がある） （躯体の耐久性に影響を与えている） （設備が故障し運営上支障がある）	100点

対象部位が無い場合のその部位の評価点は0点。

<部位の重要度別の評価係数>

計画保全とすべき	屋根、受変電、空調熱源、昇降機	1.0
計画保全が望ましい	外壁、外部開口部、外部天井、給水、給湯、排水、ガス、消化、空調、自動制御、換気	0.6
事後保全で構わない	外部雑、内部仕上げ、幹線・動力、電灯コンセント、情報通信、防災、避雷針、衛生器具	0.2

イ) 経年劣化度：目標使用年数 80 年に対する経過年数の割合を算出します。

第4章 施設類型ごとの再配置の基本方針

本章では、第2章で示す再配置の4つの大きな方針（「維持（改修・更新）」「再配置（見直し）」「再配置（建替え）」「譲渡・廃止」）ならびに第3章で示す長寿命化の可否や保全の優先度等の検討を踏まえ、それぞれの施設について、施設類型別に整理しています。

本方針は個別施設の基本的な方針を示すものであり、例えば複合化を検討する場合に、どの施設と組み合わせるのが良いかといった具体的な内容や実施年度までを示すものではありませんが、既にこれまでの本市の取組み等から、再配置のイメージがある程度整理できているものについては、表中に「取組みイメージ」として記載しています。

【各ページの主な構成】

Ⅰ 市民文化施設

（Ⅰ）集会施設の基本方針

コミュニティセンターは、地域のコミュニティ活動の場として、また、市民の生涯学習や趣味・生きがい活動の場となっており、ニュータウン連絡所との複合施設となっています。現在は、貸館事業が主体となっており、今後の建物の利用にあたっては、施設（ハコモノ）は維持しますが、他の機能（公共サービス）の移転先・集約先としての活用も見据えた上で、利用状況や今後の人口構成等に応じた機能（公共サービス）の再配置を検討します。

建物は平成10年（1998年）に建てられ、建築後25年と比較的新しく、耐震性を満たしていますが、そろそろ大規模改修のタイミングを迎えています。



位置図の番号は、下表のNoと対応しています。

No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積（㎡）	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
Ⅰ	コミュニティセンター	1998	RC 4	3,533	有	再配置（見直し）	—	長寿命化	機能の再配置を検討



コミュニティセンター

各施設について、「No（位置図の凡例に対応）」「施設名」「建築年※1」「構造・階数※1」「延床面積（㎡）※2」「耐震性の有無」「再配置の方針（短期・中長期）※3」「長寿命化の判定」「取組みイメージ」を整理しています。

※1 複数棟で構成される施設の場合は、代表棟の属性を表示

※2 小数点以下を切り捨てて表示

※3 短期：令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間
中長期：令和15年度（2033年度）から令和37年度（2055年度）までの23年間

I 市民文化系施設

(1) 集会施設の基本方針

コミュニティセンターは、地域のコミュニティ活動の場として、また、市民の生涯学習や趣味・生きがい活動の場となっており、ニュータウン連絡所との複合施設となっています。現在は、貸館事業が主体となっており、今後の建物の利用にあたっては、施設（ハコモノ）は維持しますが、他の機能（公共サービス）の移転先・集約先としての活用も見据えた上で、利用状況や今後の人口構成等に応じた機能（公共サービス）の再配置を検討します。

建物は平成10年（1998年）に建てられ、建築後25年と比較的新しく、耐震性を満たしていますが、そろそろ大規模改修のタイミングを迎えています。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
I	コミュニティセンター	1998	RC 4	3,533	有	再配置（見直し）	—	長寿命化	機能の再配置を検討



コミュニティセンター

(2) 文化施設の基本方針

文化施設は、市民の芸術・文化活動の練習・発表の場であり、質の高い芸術・文化に触れる機会を提供する役割を担っています。

大阪狭山市文化会館は、平成6年（1994年）に建てられ、耐震性を満たしており、引き続き、市民の文化振興を図るための拠点として、今後も継続するものとしますが、建築後29年が経過し、大規模改修の時期を迎えているほか、施設内の備品や設備の老朽化が進行しており、設備を含め計画的に改修を行う必要があります。

予防保全や計画的な保全への取組みも進め、施設管理者による簡易な施設点検も含め施設の異常の早期発見・早期対策を推進し、施設の長寿命化につなげることでライフサイクルコストの低減を図ります。また、光熱水費等の維持管理コストの低減を図るための取組みについても推進し、効果的・効率的な管理運営のあり方についても検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
I	大阪狭山市文化会館	1994	SRC 4	13,618	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持



大阪狭山市文化会館

2 社会教育系施設

(1) 図書館の基本方針

図書館は市民の学習の場であり、情報収集の拠点となる施設です。

従来は、図書の貸出が中心でしたが、近年は全国的に滞在型の利用が増加し、インターネットでの検索や予約など、市民ニーズにあった図書館のあり方が模索されており、民間のノウハウ等も活用した、効果的かつ効率的な管理運営手法についても検討が必要となっています。

本市の図書館は公民館との複合施設であり、今後とも維持していく機能と考えますが、昭和52年(1977年)に建てられ、耐震性を満たしているものの、建築後46年が経過し、老朽化が進行しています。また、運営上も書庫の不足等の課題を抱えていることから、長寿命化の可否について費用対効果を見極めたうえで、長寿命化の実施が適切でない場合は、複合化による建替え等について検討します。

また、周辺の公民館や保健センター、老人福祉センターなど公共施設の再配置についての検討に合わせて、図書館の施設や機能の再配置を検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
1	図書館	1977	RC 2	1,411	有	再配置 (見直し/ 建替え)	—	検討	長寿命化の費用対効果を検証 施設・機能とも再配置を検討



図書館

(2) 博物館等の基本方針

本市は、大阪平野の南東に位置し、『日本書紀』『古事記』にも「狭山」の名をみることができます。また、市の中央には日本最古のダム式のため池、狭山池があり、豊かな水と緑と古い歴史・文化が息づいています。博物館等には、貴重な資料の収集・保存・展示だけではなく、体験・交流などの役割も求められています。

郷土資料館は、大阪府立狭山池博物館との複合施設（府施設の一部）であり、受け継がれてきた貴重な文化財を展示・解説し、本市の歴史と文化を未来へ伝える役割を担っています。建物は平成13年（2001年）に大阪府により建てられ、建築後22年と比較的新しい施設であり、今後も継続することとしますが、市民に歴史資料等に触れる機会を提供し、利用者の増加をめざす視点から、管理運営のあり方については、大阪府と協議を行い、検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
1	郷土資料館 (狭山池博物館)	2001	RC 3	(111)	有	大阪府と協議による			検討 大阪府と協議

(3) 集会施設の基本方針

社会教育センターは、市民の自発的な諸活動と交流の場を提供し、地域社会の振興のために設置されている施設であり、主には貸館事業となっています。建物は、昭和45年（1970年）に建てられた旧郵便局施設を改修し、平成6年（1994年）から利用されており、建築後53年が経過し、耐震性を満たしているものの、劣化が進行していることから、他の施設へ機能を移転することを検討します。

公民館は、地域コミュニティ活動や市民の学習活動、趣味・生きがい活動の場として設置されている施設です。本市の公民館は図書館との複合施設であり、今後とも維持していく機能と考えますが、昭和52年（1977年）に建てられ、耐震性を満たしているものの、建築後46年が経過し、老朽化が進行しています。

施設の長寿命化の可否について費用対効果を見極め、長寿命化の実施が適切でない場合は、複合化による建替え等について検討します。

また、周辺の図書館や保健センター、老人福祉センターなど公共施設の再配置についての検討に合わせて、公民館の施設や機能の再配置を検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
1	社会教育センター	1970	RC 2	630	有	再配置 (見直し)	—	—	再配置を検討
2	公民館	1977	RC 2	2,883	有	再配置 (見直し/建替え)	—	検討	長寿命化の費用対効果を検証 施設・機能とも再配置を検討



社会教育センター



公民館

(4) その他社会教育系施設の基本方針

市史編さん所は、昭和56年(1981年)に郷土資料館として建築されましたが、郷土資料館が大阪府立狭山池博物館内へ移転したことに伴い、現在は、資料の調査や、資料の管理・保管を行っています。建築後42年が経過し、大規模改修は実施済みですが、耐震診断・耐震改修はまだ実施されていない状況です。また、施設の老朽化(構造物・配管・設備等)に加え、収集資料と保管スペースのバランスを含めた施設面積の不足が課題となっています。

また、周辺の図書館や公民館、保健センター、老人福祉センターなど公共施設の再配置についての検討に合わせて、市史編さん所の施設や機能の再配置を検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積(m ²)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
I	市史編さん所 (旧郷土資料館)	1981	S 2	580	不明	再配置 (見直し)	—	—	施設・機能とも再配置を検討



市史編さん所(旧郷土資料館)

3 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設の基本方針

スポーツ施設は、市民の健康増進やスポーツを始めるきっかけづくりなどスポーツ振興、競技力向上のために設置されており、体育館等の拠点施設や、グラウンドやテニスコートなどの屋外運動施設、学校施設を活用した市民プールなどがあります。

体育館のうち、スポーツ拠点に位置付けられている総合体育館と池尻体育館については、ともに耐震性を満たしており、総合体育館については建築後38年を迎えています。大規模改修は実施済みの状態であり、現在の機能を継続します。体育館については、防災拠点としての役割や、学校施設の体育館等との役割分担も含めて、あり方を検討します。

屋外運動施設のうち、スポーツ拠点に位置付けられている野球場、市民総合グラウンド／山本テニスコートについては、現在の機能を維持します。市民ふれあいの里スポーツ広場については、現在、あり方について検討が進められているため、その方針に基づいて取組みを進めます。また、ふれあいスポーツ広場と第三青少年運動広場／大野テニスコートは、現在借地で運営していることから、今後のあり方については費用対効果を含め検討します。

市民プール4カ所については、学校施設の一部を活用して運営していますが、施設の老朽化などの課題を抱えています。現在、学校園の適正な規模や配置に関する検討が進められていることも踏まえ、市民プールとしての開放のあり方や必要性について検討します。

今後も継続する施設については、効果的・効率的な運営に努めるとともに、市民ニーズに応えるため、民間のノウハウ等を活用した運営等について検討します。また、スポーツ施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性に鑑み、受益者負担の適正化について検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
1	市民ふれあいの里スポーツ広場	1994	S1	57	有	検討		—	当面施設・機能とも維持
2	ふれあいスポーツ広場	1994	S2	1,270	有	検討		—	当面施設・機能とも維持
3	市民総合グラウンド/ 山本テニスコート	1988	RC2	360	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
4	西プール(西小学校)	1994	RC2	143	有	検討 (学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき検討)			
5	東プール(東小学校)	1974	RC1	(81)	有				
6	第七プール(第七小学校)	1990	RC1	(116)	有				
7	南プール(南中学校)	1973	RC1	(87)	有				
8	総合体育館	1985	RC2	4,970	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
9	野球場	1987	RC2	452	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
10	第三青少年運動広場/ 大野テニスコート	1995	LS1	152	有	維持 (改修・更新)	再配置 (見直し)	—	当面施設・機能とも維持 (中長期)再配置を検討
11	池尻体育館	1997	SRC1	974	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持



ふれあいスポーツ広場



市民総合グラウンド/山本テニスコート



総合体育館



野球場



池尻体育館

(2) レクリエーション施設・観光施設の基本方針

レクリエーション施設・観光施設については、余暇の充実や市の魅力の発信の拠点であり、地域内外の交流と地域の活性化に寄与する施設となっています。

全ての施設で耐震性を満たしていますが、市民ふれあいの里青少年野外活動広場は、建築後36年が経過しており、劣化が懸念されている状況にあります。

現在の施設の利用状況や民間の類似施設の有無なども含め、市の役割を明確にした上で、今後のあり方について現在の地域において方向性を検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積(㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
1	市民ふれあいの里 花と緑の広場	1994	S 2	686	有	検討 (現在の地域において方向性を検討)			
2	市民ふれあいの里 青少年野外活動広場	1987	RC 2	393	有				



市民ふれあいの里 花と緑の広場



市民ふれあいの里 青少年野外活動広場

4 学校教育系施設

(1) 学校の基本方針

義務教育を支える学校教育の機能については、全国的に少子化が進む中、本市においては規模の大きな学校と小さな学校が混在する状況となっています。そのため、良好な教育環境の確保や教育水準の維持向上の観点から、適正な規模や配置について検討を行い、令和4年度(2022年度)に学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定しました。今後は、保護者や地域の方々など、幅広く市民の意見を聴くことに留意しつつ、基本方針に基づき、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現するため、通学区域の見直しや弾力化、施設の増改築等、隣接する学校同士の統合、小中学校が連携した9年制の義務教育の推進など、具体的な取組みを検討します。

学校施設はほとんどが建築後30年を超え、古いものでは50年を超える施設もありますが、大規模改修は計画的に実施され、全ての施設で耐震性を満たしています。適正な規模や配置を検討する中で、今後も維持していく施設については、令和2年度(2020年度)に策定した「大阪狭山市学校施設長寿命化計画」に基づき、引き続き、計画的な保全に取り組みます。また、建替え等を検討する場合には、建替えまでの間の保全について、その水準を含めて検討します。

また、学校は地域のコミュニティ活動の拠点や防災上の拠点としての役割も担う施設という位置付けを踏まえ、セキュリティやプライバシーなど学校運営上の問題がないことを前提に、余裕スペース等を活用した他の公共施設との複合化についても可能性を検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
1	東小学校	1969	RC 3	6,656	有	検討 (学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき検討)			
2	西小学校	1970	RC 3	5,052	有				
3	南第一小学校	1970	RC 3	6,211	有				
4	南第二小学校	1974	RC 3	6,560	有				
5	南第三小学校	1978	RC 4	5,804	有				
6	北小学校	1977	RC 3	5,234	有				
7	第七小学校	1990	RC 3	5,511	有				
8	狭山中学校	1968	RC 2	6,276	有				
9	南中学校	1972	RC 3	8,029	有				
10	第三中学校	1981	RC 4	7,898	有				



東小学校



西小学校



南第一小学校



南第二小学校



北小学校



南第三小学校



第七小学校



狭山中学校



南中学校



第三中学校

(2) その他教育施設の基本方針

学校給食センターについては、学校給食を調理・提供する機能として今後も継続します。建物は昭和48年（1973年）に建てられ、建築後50年が経過していますが、耐震工事は完了しており、また、平成26年度（2014年度）から令和3年度（2021年度）にかけて大規模改修工事を実施しており、引き続き、予防保全を含む計画的な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、食の安全性に留意しつつ効率化を図るため、費用対効果を検証し、運営手法については検討します。

教育支援センター（フリースクールみ・ら・い）は、耐震性を満たしており、施設及び機能について今後も維持していきますが運営手法については検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ 短期
						短期	中長期		
1	学校給食センター	1973	RC 2	2,058	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
2	教育支援センター (フリースクールみ・ら・い)	1996	LS 1	198	有	→	維持 (改修・更新)	—	施設・機能とも維持



学校給食センター

5 子育て支援系施設

(1) 幼稚園・こども園の基本方針

幼稚園・こども園は、すべての施設が建築後40年を超えていますが、耐震診断・改修ともに実施済みとなっています。大規模改修は一部の施設でのみ実施されています。

女性の社会参画の進展等により、保育の利用を希望する保護者が増加している一方で、全国的な少子化傾向に加え、幼児教育・保育の無償化などの背景もあり、市立幼稚園を希望する保護者は減少傾向にあります。

幼児期の保育・教育の多様性を維持していく観点や、公立園の果たすべき役割を維持することの重要性を鑑み、市立の幼稚園機能とこども園機能については継続しますが、学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、園児にとって望ましい教育・保育環境を実現するため、統合等についても検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ 短期
						短期	中長期		
1	東幼稚園	1975	RC 2	1,325	有	検討 (学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき検討)			
2	半田幼稚園	1978	RC 1	535	有				
3	東野幼稚園	1982	RC 2	849	有				
4	こども園(旧第2保育所)	1973	RC 2	622	有				
5	こども園(旧南第三幼稚園)	1978	RC 1	1,111	有				



東幼稚園



半田幼稚園



東野幼稚園



こども園(旧第2保育所)



こども園(旧南第三幼稚園)

(2) 子育て支援拠点施設・放課後児童施設の基本方針

子育て支援拠点施設のうち、子育て支援センター（ぽっぽえん）は南第一小学校に隣接しており、建築後53年となっていますが大規模改修は未実施で、老朽化が著しくなっています。また、駐車場のスペースが不足しています。機能については今後も維持していくこととしますが、他の施設との複合化を含めて施設や機能のあり方について検討します。

旧くみの木幼稚園は、建築後45年となっていますが大規模改修は未実施で、老朽化が著しく、構造上、長寿命化には適さないため、他施設との複合化も含めて施設や機能のあり方を見直します。

子育て支援・世代間交流センター（UPっぷ）については、今後も継続し、適正に維持管理します。

放課後児童施設については、少子化により将来的な児童数の減少が見込まれるものの、共働き世帯の増加等に伴い、放課後の子どもの居場所としてのニーズが高まっており、子育て支援の一環として今後も継続します。施設の配置については、子どもたちの利便性や安全性を考慮し、既存の学校校舎内の余剰スペース等への配置を基本としながらも、校舎内での配置が困難な場合は、他施設を活用するなど適正な規模での配置も検討します。また、管理運営については、民間事業者の参入も進んでいることから、民間ノウハウ等の活用手法について検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ 短期
						短期	中長期		
1	子育て支援センター (ぽっぽえん)	1970	RC 1	684	有	再配置 (見直し)	—	—	施設・機能とも再配置を検討
2	旧くみの木幼稚園	1978	RC 1	496	有	維持 (改修・更新)	再配置 (見直し)	—	当面施設・機能とも維持 (中長期)再配置を検討
3	東放課後児童会	2016	S 2	405	有	維持 (改修・更新)	再配置 (見直し)	長寿命化	施設は維持 機能は検討(学校の配置による)
4	西放課後児童会	1975	RC 3	148	有	検討 (学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき検討)			
5	南第一放課後児童会	1973	RC 3	135	有				
6	南第二放課後児童会	1980	RC 3	183	有				
7	南第三放課後児童会	1980	RC 4	122	有				
8	北放課後児童会	2018	LS 2	462	有	維持 (改修・更新)	再配置 (見直し)	—	施設は維持 機能は検討(学校の配置による)
9	第七放課後児童会	2017	LS 2	476	有	維持 (改修・更新)	再配置 (見直し)	—	施設は維持 機能は検討(学校の配置による)
10	子育て支援・世代間交流 センター(UPっぶ)	2018	RC 2	1,888	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持



子育て支援センター（ぽっぽえん）



旧くみの木幼稚園



子育て支援・世代間交流センター(UPっぶ)

6 保健・福祉施設

(1) 高齢福祉施設の基本方針

老人福祉センター（さやま荘）は、高齢者の生きがい活動の場・機会の提供や、介護予防のための活動の機会の提供などを実施しています。建物は、昭和53年（1978年）に建てられ、建築後45年が経過しています。平成25年度（2013年度）に耐震工事を実施し、大規模改修も実施していますが、長寿命化には適さない構造となっています。そのため、今後も機能は継続するものの、施設の劣化が著しいことから、周辺の図書館や公民館、保健センターなど公共施設の再配置についての検討に合わせて、老人福祉センターの施設や機能の再配置を検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
I	老人福祉センター	1978	RC 1	1,706	有	再配置 (見直し/ 建替え)	—	—	施設・機能とも再配置を検討



老人福祉センター

(2) その他高齢施設の基本方針

シルバー人材センターの作業所棟は、平成21年(2009年)に建てられ、耐震性は満たしていますが、軽量鉄骨造のため、長寿命化には適さない施設となっています。

また、事務所棟についても、平成6年(1994年)に建てられ、平成29年(2017年)に増築工事を実施し、耐震性は満たしていますが、軽量鉄骨造のため長寿命化には適さない施設です。

管理面については、公益社団法人による管理を実施していますが、施設所有の方法など、運営方法の検討が必要となっています。

また、周辺の図書館や公民館、保健センター、老人福祉センターなど公共施設の再配置についての検討に合わせて、シルバー人材センターの施設や機能の再配置を検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組イメージ
						短期	中長期		
I	シルバー人材センター	2009	LS 2	145	有	維持 (改修・更新)	再配置 (見直し)	—	施設・機能とも再配置を検討

(3) 障がい福祉施設の基本方針

障がい者の日中活動の場の確保は、障がい者の自立を図り、社会参加を促進する上で今後も必要ですが、社会福祉法人等の民間事業者も一部の機能を担うことが可能であることから、市の役割の明確化を図った上で、今後も継続します。

建物については、心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターが昭和53年(1978年)、障害者地域活動支援センターが昭和63年(1988年)に建てられ、いずれも耐震性を満たしていますが、どちらも大規模改修は未実施となっており、施設の劣化が進んでいます。また、利用状況にも課題(利用率の低迷等)があるため、周辺の図書館や公民館、保健センター、老人福祉センターなど公共施設の再配置についての検討に合わせて、心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センターや障害者地域活動支援センターの施設や機能の再配置を検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積(m ²)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ 短期
						短期	中長期		
1	障害者地域活動支援センター	1988	S 1	499	有	再配置 (見直し)	—	—	施設・機能とも再配置を検討
2	心身障害者福祉センター 及び母子・父子福祉センター	1978	RC 1	698	有	再配置 (見直し)	—	—	施設・機能とも再配置を検討



障害者地域活動支援センター



心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター

(4) 保健施設の基本方針

保健センターは、市民の健康づくりの拠点であり、健診や予防接種等の保健事業を実施しています。建物は昭和63年（1988年）に建てられ、建築後35年が経過しており、耐震性を満たしているものの大規模改修は未実施で、劣化が進行しています。また、駐車場の一部などで沈下が見られることなども踏まえ、保健事業の拠点としてだけでなく、福祉や介護などと連携した総合的な機能を持つ複合施設としての建替え等を検討します。

なお、今後の再配置の検討にあたっては、周辺の図書館や公民館、老人福祉センターなど公共施設の再配置についての検討に合わせて、保健センターの施設や機能の再配置を検討します。

旧狭山・美原医療保健センターは、現在医師会・歯科医師会の事務所や、休日診療所及び病後児保育室として利用されています。建物は昭和54年（1979年）に建てられ、建築後44年が経過しており、耐震改修は未実施となっています。そのため、機能は維持しますが、現位置での建替えは見込まず、移転も含めて、今後のあり方について医師会等と協議を行います。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積（㎡）	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ 短期
						短期	中長期		
1	保健センター	1988	RC 2	1,467	有	再配置 （見直し）	—	—	施設・機能とも再配置を検討
2	旧狭山・美原医療保健センター	1979	RC 2	976	無	検討	—	—	医師会等と協議



保健センター



旧狭山・美原医療保健センター

7 行政系施設

(1) 庁舎の基本方針

市役所は、行政窓口機能のほか、災害時の防災拠点としての役割を担っており、今後も機能は継続します。

本庁舎は昭和48年（1973年）に建てられ、建築後50年が経過しています。耐震性が不足しており、老朽化も進行していたため、平成25年（2013年）、耐震改修及び共用部分を主とした大規模改修を同時に実施していますが、執務室内等の未改修部分については劣化が目立ちます。そのため、予防保全等、計画的な保全への取組みを進め、施設の異常の早期発見・早期対策を実施し、施設の長寿命化につなげることでライフサイクルコストの低減を図ります。また、光熱水費等の維持管理コストの低減を図るための取組みについても推進します。

市役所庁舎南館は、昭和50年（1975年）に建てられ、建築後48年が経過しています。当初は大阪府の保健所として建設されましたが、保健所としての機能が廃止された後、建物の譲渡を受け、現在は、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、生活サポートセンター、権利擁護支援センター、男女共同参画推進センター、市民活動支援センター等の事務所や会議室等として活用しています。しかし保健所としての造りになっていることから、市民にとっても職員にとっても使いにくい施設となっています。劣化が進み、大規模改修の時期となっているため、他の公共施設との複合化等を含めて建替えを検討します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ 短期
						短期	中長期		
1	市役所	1973	RC 4	7,288	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
2	市役所庁舎南館	1975	RC 2	958	有	再配置 (見直し/ 建替え)	—	—	施設・機能とも再配置を検討



市役所



市役所庁舎南館

(2) 消防施設の基本方針

消防署及び消防署ニュータウン出張所は、消防庁舎の改修や建替え等を堺市消防局と協議し、本市の防災拠点としての機能を維持できるよう総合的に施設整備の検討を行います。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ 短期
						短期	中長期		
1	消防署	1973	RC 4	1,031	有	維持 (改修・更新)	検討 堺市消防局と協議		
2	消防署ニュータウン出張所	1992	RC 4	1,226	有	維持 (改修・更新)			



消防署



消防署ニュータウン出張所

(3) その他行政系施設の基本方針

ニュータウン連絡所はコミュニティセンターとの複合施設です。ニュータウン地域における行政窓口機能として、当面は継続しますが、今後は市民ニーズや利用状況等を把握した上で、民間のノウハウ等の活用を視野に入れた、効果的、効率的な運営手法について検討します。また、コミュニティセンターの今後のあり方に合わせて、施設の配置や規模等については、近隣の他の施設を含めて、検討します。

防災備蓄倉庫については、今後も適正な維持管理を実施し、施設については長寿命化を図り、機能についても維持します。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
1	ニュータウン連絡所	1998	RC 4	142		検討		—	施設(コミュニティセンター)の再配置に合わせ検討
2	さやか公園防災備蓄倉庫(トイレ併設複合施設)	2004	RC 1	190	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
3	東大池公園防災備蓄倉庫	2017	RC 1	195	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持

8 その他施設

(1) 集会施設の基本方針

西池尻連絡所は、昭和54年(1979年)に建てられ、建築後44年となっています。行政的な利用としては選挙投票所のみとなっています。また、令和3年度の耐震診断の結果、耐震性が不足していることが判明しており、老朽化も進んでいることから、施設を安全に利用することが困難であるため、施設については、地区への譲渡や除却等を含めて検討し、選挙投票所としての機能は、移転を含め検討します。



(2) その他施設の基本方針

斎場については、昭和60年(1985年)に建てられ、令和2年(2020年)に一部除却したのち、増築しています。今後も適正な維持管理を実施し、施設については長寿命化を図り、機能についても維持します。

牛乳パック整理作業所については、建築年が不明で劣化が進行しており、また、軽量鉄骨造で長寿命化にも適さないことから、事業継続の必要性について検討したうえで、機能を維持する場合には、他の施設の空きスペース等への移転について検討します。

社会教育グループ倉庫については、施設の廃止について検討し、倉庫としての機能については、他の施設の空きスペース等への集約化を検討します。

No	施設名	建築年	構造 ・ 階数	延床面積 (㎡)	耐震性 の有無	再配置の方針		長寿命化 の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
1	西池尻連絡所	1979	S I	74	無	譲渡・廃止	—	—	譲渡・廃止を検討
2	斎場	2020	RC 2	754	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
3	牛乳パック整理作業所	不明	LS I	68	不明	維持 (改修・更新)	再配置 (見直し)	—	当面施設・機能とも維持 (中長期)再配置を検討
4	社会教育グループ倉庫	不明	W I	102	不明	維持 (改修・更新)	再配置 (見直し)	—	当面施設・機能とも維持 (中長期)再配置を検討

9 下水道施設

(1) 下水道施設の基本方針

東野中継ポンプ場と東茱萸木污水中継ポンプ場は市民生活の上で最も重要なインフラ施設として必要不可欠な施設であるため、適正な維持管理により機能維持をします。

旧狭山中継ポンプ場については、現在ポンプ場としての機能は有していませんが、敷地には主要な幹線となる下水道管が埋設されていることもあり、施設のあり方や敷地の有効活用の検討が必要となっています。



No	施設名	建築年	構造・階数	延床面積 (㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
						短期	中長期		
1	東野中継ポンプ場	1977	RC 2	604	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
2	東茱萸木污水中継ポンプ場	1978	RC 1	66	有	→	維持 (改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
3	旧狭山中継ポンプ場	1960	RC 1	142	有	検 討			

10 短期の再配置の方針まとめ

それぞれの施設における短期の再配置の方針別にまとめると以下の通りです。

まずは「(1) 短期で再配置を想定する施設」のあり方について具体的な検討に着手していくこととなりますが、再配置は、より良い行政サービスの提供に向けて、施設単体ではなく複数の施設が連動して実現していくものであるため、様々な可能性を含めて検討を行います。

(1) 短期で再配置(見直し/建替え)を想定する施設(再掲)

No	大分類	施設名	建築年	構造・階数	延床面積(㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
							短期	中長期		
1	市民文化系施設	コミュニティセンター	1998	RC4	3,533	有	再配置(見直し)	—	長寿命化	機能の再配置を検討
2	社会教育系施設	図書館	1977	RC2	1,411	有	再配置(見直し/建替え)	—	検討	長寿命化の費用対効果を検証 施設・機能とも再配置を検討
3	社会教育系施設	社会教育センター	1970	RC2	630	有	再配置(見直し)	—	—	再配置を検討
4	社会教育系施設	公民館	1977	RC2	2,883	有	再配置(見直し/建替え)	—	検討	長寿命化の費用対効果を検証 施設・機能とも再配置を検討
5	社会教育系施設	市史編さん所(旧郷土資料館)	1981	S2	580	不明	再配置(見直し)	—	—	施設・機能とも再配置を検討
6	子育て支援施設	子育て支援センター(ぼっぼえん)	1970	RC1	684	有	再配置(見直し)	—	—	施設・機能とも再配置を検討
7	保健・福祉施設	老人福祉センター	1978	RC1	1,706	有	再配置(見直し/建替え)	—	—	施設・機能とも再配置を検討
8	保健・福祉施設	障害者地域活動支援センター	1988	S1	499	有	再配置(見直し)	—	—	施設・機能とも再配置を検討
9	保健・福祉施設	心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター	1978	RC1	698	有	再配置(見直し)	—	—	施設・機能とも再配置を検討
10	保健・福祉施設	保健センター	1988	RC2	1,467	有	再配置(見直し)	—	—	施設・機能とも再配置を検討
11	行政系施設	市役所庁舎南館	1975	RC2	958	有	再配置(見直し/建替え)	—	—	施設・機能とも再配置を検討

(2) 短期で譲渡・廃止を想定する施設(再掲)

No	大分類	施設名	建築年	構造・階数	延床面積(㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
							短期	中長期		
1	その他施設	西池尻連絡所	1979	S1	74	無	譲渡・廃止	—	—	譲渡・廃止を検討

(3) 短期で当面維持を想定する施設(再掲)

No		施設名	建築年	構造・階数	延床面積(㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
							短期	中長期		
1	市民文化系施設	大阪狭山市文化会館	1994	SRC 4	13,618	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
2	スポーツ・レク施設	市民総合グラウンド/山本テニスコート	1988	RC 2	360	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
3	スポーツ・レク施設	総合体育館	1985	RC 2	4,970	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
4	スポーツ・レク施設	野球場	1987	RC 2	452	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
5	スポーツ・レク施設	第三青少年運動広場/大野テニスコート	1995	LS 1	152	有	維持(改修・更新)	再配置(見直し)	—	当面施設・機能とも維持(中長期)再配置を検討
6	スポーツ・レク施設	池尻体育館	1997	SRC 1	974	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
7	学校教育系施設	学校給食センター	1973	RC 2	2,058	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
8	学校教育系施設	教育支援センター(フリースクールみ・ら・い)	1996	LS 1	198	有	→	維持(改修・更新)	—	施設・機能とも維持
9	子育て支援施設	旧くみの木幼稚園	1978	RC 1	496	有	維持(改修・更新)	再配置(見直し)	—	当面施設・機能とも維持(中長期)再配置を検討
10	子育て支援施設	東放課後児童会	2016	S 2	405	有	維持(改修・更新)	再配置(見直し)	長寿命化	施設は維持機能は検討(学校の配置による)
11	子育て支援施設	北放課後児童会	2018	LS 2	462	有	維持(改修・更新)	再配置(見直し)	—	施設は維持機能は検討(学校の配置による)
12	子育て支援施設	第七放課後児童会	2017	LS 2	476	有	維持(改修・更新)	再配置(見直し)	—	施設は維持機能は検討(学校の配置による)
13	子育て支援施設	子育て支援・世代間交流センター(UPっぴ)	2018	RC 2	1,888	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
14	保健・福祉施設	シルバー人材センター	2009	LS 2	145	有	維持(改修・更新)	再配置(見直し)	—	施設・機能とも再配置を検討
15	行政系施設	市役所	1973	RC 4	7,288	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
16	行政系施設	消防署	1973	RC 4	1,031	有	維持(改修・更新)	検討 堺市消防局と協議		
17	行政系施設	消防署ニュータウン出張所	1992	RC 4	1,226	有	維持(改修・更新)			
18	行政系施設	さやか公園防災備蓄倉庫(トイレ併設複合施設)	2004	RC 1	190	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
19	行政系施設	東大池公園防災備蓄倉庫	2017	RC 1	195	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
20	その他施設	斎場	2020	RC 2	754	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
21	その他施設	牛乳パック整理作業所	不明	LS 1	68	不明	維持(改修・更新)	再配置(見直し)	—	当面施設・機能とも維持(中長期)再配置を検討
22	その他施設	社会教育グループ倉庫	不明	W 1	102	不明	維持(改修・更新)	再配置(見直し)	—	当面施設・機能とも維持(中長期)再配置を検討
23	その他施設	東野中継ポンプ場	1977	RC 2	604	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持
24	その他施設	東茱萸木汚水中継ポンプ場	1978	RC 1	66	有	→	維持(改修・更新)	長寿命化	施設・機能とも維持

(4) 短期で引き続き方向性について検討する施設(再掲)

No	大分類	施設名	建築年	構造・階数	延床面積(㎡)	耐震性の有無	再配置の方針		長寿命化の判定	取組みイメージ
							短期	中長期		
1	社会教育系施設	郷土資料館(狭山池博物館)	2001	RC3	(111)	有	大阪府と協議による			検討 大阪府と協議
2	スポーツ・レク施設	市民ふれあいの里スポーツ広場	1994	S1	57	有	検討		—	当面施設・機能とも維持
3	スポーツ・レク施設	ふれあいスポーツ広場	1994	S2	1,270	有	検討		—	当面施設・機能とも維持
4	スポーツ・レク施設	西プール(西小学校)	1994	RC2	143	有	検討 (学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき検討)			
5	スポーツ・レク施設	東プール(東小学校)	1974	RC1	(81)	有				
6	スポーツ・レク施設	第七プール(第七小学校)	1990	RC1	(116)	有				
7	スポーツ・レク施設	南プール(南中学校)	1973	RC1	(87)	有				
8	スポーツ・レク施設	市民ふれあいの里花と緑の広場	1994	S2	686	有	検討 (現在の地域において方向性を検討)			
9	スポーツ・レク施設	市民ふれあいの里青少年野外活動広場	1987	RC2	393	有				
10	学校教育系施設	東小学校	1969	RC3	6,656	有	検討 (学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき検討)			
11	学校教育系施設	西小学校	1970	RC3	5,052	有				
12	学校教育系施設	南第一小学校	1970	RC3	6,211	有				
13	学校教育系施設	南第二小学校	1974	RC3	6,560	有				
14	学校教育系施設	南第三小学校	1978	RC4	5,804	有				
15	学校教育系施設	北小学校	1977	RC3	5,234	有				
16	学校教育系施設	第七小学校	1990	RC3	5,511	有				
17	学校教育系施設	狭山中学校	1968	RC2	6,276	有				
18	学校教育系施設	南中学校	1972	RC3	8,029	有				
19	学校教育系施設	第三中学校	1981	RC4	7,898	有	検討 (学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき検討)			
20	子育て支援施設	東幼稚園	1975	RC2	1,325	有				
21	子育て支援施設	半田幼稚園	1978	RC1	535	有				
22	子育て支援施設	東野幼稚園	1982	RC2	849	有				
23	子育て支援施設	こども園(旧第2保育所)	1973	RC2	622	有				
24	子育て支援施設	こども園(旧南第三幼稚園)	1978	RC1	1,111	有	検討 (学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき検討)			
25	子育て支援施設	西放課後児童会	1975	RC3	148	有				
26	子育て支援施設	南第一放課後児童会	1973	RC3	135	有				
27	子育て支援施設	南第二放課後児童会	1980	RC3	183	有				
28	子育て支援施設	南第三放課後児童会	1980	RC4	122	有	検討 (学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき検討)			
29	保健・福祉施設	旧狭山・美原医療保健センター	1979	RC2	976	無	検討	—	—	医師会等と協議
30	行政系施設	ニュータウン連絡所	1998	RC4	142	有	検討		—	施設(コミュニティセンター)の再配置に合わせ検討
31	その他施設	旧狭山中継ポンプ場	1960	RC1	142	有	検討			

II 再配置モデルプラン（例）

本方針で示すそれぞれの施設の方向性をもとに、令和5年度（2023年度）以降に作成を予定している「（仮称）大阪狭山市公共施設再配置計画（短期計画）」などにおいて、今後の具体的な対策内容（どの施設とどの施設を組み合わせるか）や実施時期等を検討します。

公共施設の再配置については、個別施設の基本方針から、例えば以下に示すような「第五次大阪狭山市総合計画」に掲げるまちづくり等の目標を踏まえた配置の検討が可能と考えられます。

①健康でいきいきと暮らせるまちづくりの視点による再配置の例

「保健施設」「高齢福祉施設」「障がい福祉施設」の機能を複合化することで、高齢者が安心して暮らせる地域づくりや、障がいがある人の自立と社会参加の促進、健康づくりの推進等が期待できます。

- 保健・福祉の機能を複合化することで、それぞれのサービスを一体的に提供できます。
- 各施設利用者の交流や、高齢者等への健康促進につながります。

②豊かな心と文化を育むまちづくりの視点による再配置の例

「社会教育系施設」「市民文化系施設」「集会施設」の機能を複合化することで、市民の誰もが利用でき、生涯学べる環境づくりや、市民文化の振興等が期待できます。

- 市民の誰もが学習できる場所を提供します。また、それらを利用する人や社会教育団体、市民活動団体等が1つの施設を中心に活動することにより、交流が生まれ、活動の輪が広がります。
- 各施設で会議室や学習室等を共有することができ、効率的に使用できます。

③持続可能な行財政運営の視点による再配置の例

「行政系施設」やその他の民間施設の機能等を誘致して複合化することで、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、質の高い行政サービスが提供されるまちの実現や産業の振興等が期待できます。

- 行政系の窓口が1施設に集約することにより、利用者の利便性が向上します。
- 行政系の施設に民間施設の誘致等を行うことにより、産業振興によるにぎわいの創出を図ります。

④市民とともにつくる参画と協働のまちづくりの視点による再配置の例

「市民文化系施設」「社会教育系施設」の機能を複合化することで、市民参加（参画）・協働の推進や、コミュニティ活動の促進等が期待できます。

- 連携した事業を展開することでコミュニティ活動の拠点となります。
- 点在している施設を複合化することで、利用者の移動が不要となり、一度で利用できる効果を生みます。

第5章 今後の取組みについて

Ⅰ 取組体制

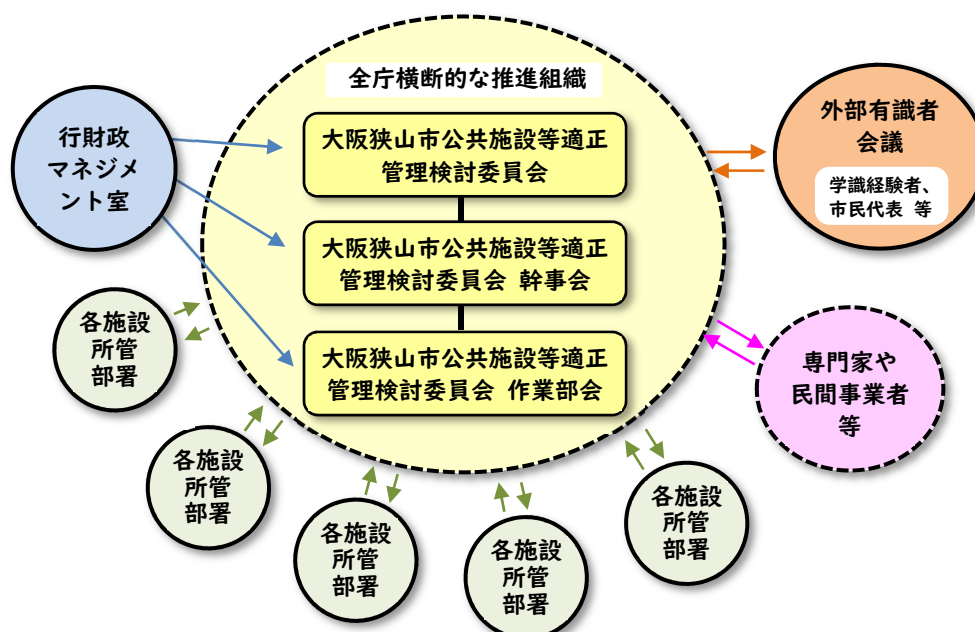
本市では、公共施設マネジメントの取組みを推進していくため、令和2年度（2020 年度）に、全庁横断的な推進組織として「大阪狭山市公共施設等適正管理検討委員会」及び「大阪狭山市公共施設等適正管理検討委員会幹事会」を設置し、また、令和3年度（2021 年度）に公共施設マネジメントの専門部署として「行財政マネジメント室」を設置してきました。本方針の趣旨については、庁内で共有するとともに、施設を所管する部署が個別施設計画や長寿命化計画を立案し、着実に本方針の実現を図っていきます。

今後、本方針に基づく「（仮称）大阪狭山市公共施設再配置計画（短期計画）」を策定するにあたっては、新たに学識経験者や市民代表等で構成する外部有識者会議を設置して様々な視点から検討を進めていきます。また、再配置の取組みが中長期を見据えたものとなることを踏まえ、幹事会の下部組織として施設所管グループの担当職員で構成する「大阪狭山市公共施設等適正管理検討委員会作業部会」を設置し、本方針に基づく再配置の実現に向けて、若手職員が主体となって取り組む場を設けます。

さらに今後は、第2章でも述べたとおり、専門家や民間事業者等のノウハウを最大限活用していくことが重要と考えられることから、企画段階において民間から幅広い提案を受けるためのサウンディング調査の実施や事業化段階における CM 方式※の採用、包括施設管理業務委託の導入検討など、従来の枠組みにとらわれず、幅広い連携のあり方について検討します。

なお、公共施設マネジメントを適切に推進していくにあたっては、職員一人ひとりが公共施設マネジメントの意義を理解し、創意工夫のもとに実践していくことが重要です。そのため、作業部会などが中心となり、職員を対象とした研修会を定期的に開催するなど、職員の意識啓発や、施設の点検や修繕等に係るノウハウの蓄積・継承に向けた取組みを進めます。

※CM 方式：コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行う手法のこと。



【取組体制のイメージ】

2 日常点検等の継続的な実施と情報の一元化

施設を安全に使い続けるため、建築基準法等に基づく定期点検の徹底を図るとともに、各部位・部材の不具合箇所を早期に発見する観点から、施設管理者による日常点検の充実、効率化を図ります。そのため、「(仮称)自主点検マニュアル」を作成するとともに、点検に関する実地研修会を実施します。

点検・診断結果や修繕履歴等については、情報の蓄積、分析を進め、計画的な保全に取り組むための基礎資料として活用を図ります。

また、点検・診断結果を次の点検に活かすといったメンテナンスサイクルの構築のため、システムの構築など仕組みづくりの検討を行います。

3 個別施設計画の策定

本方針を踏まえ、今後 10 年間(短期対象期間)に取り組む内容について、具体的な実施時期と対策費用を整理した「(仮称)大阪狭山市公共施設再配置計画(短期計画)」を策定します。策定にあたっては、今後設置を予定している外部有識者会議に諮るものとします。

4 フォローアップ

本方針は、中長期的な視野に立ち策定するものですが、今後の上位関連計画や社会経済情勢の変化、各施設の取組み状況などに対応して、概ね5年ごとに内容や進捗について検証を行い、必要に応じて見直しを行います。



【フォローアップのイメージ】

